

別冊 3

第2次三重県男女共同参画基本計画
第二期実施計画(最終案)

平成28年3月

三 重 県

目次

第1章 第2次三重県男女共同参画基本計画	
第二期実施計画の策定にあたって	1
第2章 基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業	
I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	9
II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	17
III 働く場における男女共同参画の推進	
III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	26
III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	35
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	40
V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	
V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	48
V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	56
第3章 計画の推進	65
(参考資料)	
第二期実施計画における指標および目標一覧	74
参考データ	78

第1章 第2次三重県男女共同参画基本計画 第二期実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成23(2011)年に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」(以下「第2次基本計画」という。)を着実に推進するため、「第2次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」(以下「第一期実施計画」という。)に引き続き、「第2次三重県男女共同参画基本計画 第二期実施計画」(以下「第二期実施計画」という。)を策定します。

第二期実施計画では、今後の取組を推進するにあたって、これまでの取組の総括と課題を抽出するとともに、おおむね10年先を見据えた県の長期的な戦略計画「みえ県民力ビジョン」における4年間の中期戦略である「第二次行動計画」(以下「第二次行動計画」という。)との整合を図りながら、指標や目標、事業を具体的に示します。

2 計画の概要

(1) 計画策定の考え方

三重県では、平成14(2002)年に策定した「三重県男女共同参画基本計画」を推進するため、第一次から第三次にわたる実施計画に基づき、また、平成23(2011)年に策定した第2次基本計画を推進するため、第一期実施計画に基づき、男女共同参画意識の普及・啓発や女性の社会参画支援などに取り組んできました。

平成27年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(以下「県民意識と生活基礎調査」という。)やe-モニター(電子アンケート)の結果からは、意識の面で男女共同参画が徐々に進んでいることがわかります。

今後は、意識の変化を社会的気運の醸成や社会制度・慣行の見直し、行動変容につなげることで、家庭や地域、職場をはじめ、あらゆる分野において男女共同参画社会を実現していく必要があります。

社会経済情勢の変化や新たに発生している課題、「県民意識と生活基礎調査」の結果、国の第4次男女共同参画基本計画等をふまえたうえで、男女共同参画意識の普及・啓発をさらに進め、男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展するよう、取組を一層推進していきます。

なお、「第二次行動計画」では、政策「人権の尊重と多様性を認め合う社会」において、施策「あらゆる分野における女性活躍の推進」として位置付けています。

(2) 計画の期間

計画の期間は、第2次基本計画の最終年度と合わせ、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。

(3) 目標の設定

第二期実施計画では、できるだけわかりやすく、具体的な目標を設定するとともに、「第二次行動計画」との整合を図っています。

※ 第2章の「基本施策の指標」および「施策の方向」の「目標」において、「第二次行動計画」にも掲載のあるものに「◎」を付しています。

(4) 計画の構成

第2章では、第2次基本計画の図1の体系(P4)に基づく7つの「基本施策」を、第3章では、基本施策を総合的に推進する方策を明記した「計画の推進」について、それぞれ記述しています。

また、各基本施策を推進するために、〈基本施策〉―〈施策の方向〉―〈具体的施策〉―〈具体的事業〉の階層で、男女共同参画に関する取組等を網羅し、体系的に整理しています。

第2章の構成の詳細は、まず基本施策ごとに第2次基本計画で定められた「めざす姿」を改めて示した上で、「第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針」を明らかにするとともに、成果をあらわす指標と目標値を明示しています。さらに、各基本施策を推進するために設けられた「施策の方向」についても目標項目と目標値等を明らかにするとともに、具体的な事業を掲げています。

第3章においても、「第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針」を明示した上で、推進するための具体的な事業を掲げています。

また、参考資料として、男女共同参画の現状をあらわすデータを示しています。

(5) 進行管理

① 数値目標の管理

基本施策および施策の方向の進捗状況について、毎年度、三重県男女共同参画審議会において各部局から聴き取りを行います。

② 年次報告書の作成、公表

「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、毎年度、施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表します。

③ 三重県男女共同参画審議会による評価、知事への提言

三重県男女共同参画審議会が施策の実施状況に係る報告書等に基づき、評価を行うとともに、知事に対し提言を行います。

(6) 第2次基本計画の重点事項の推進

第2次基本計画では、本県の現状および国の施策の方向等から、次の事項を重点事項として取組を進めることにしており、図2(P5~6)のとおり、その推進を図ります。

① 国の「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」との目標をふまえた取組に合わせ、県においても、この目標

をめざし、効果的な取組を進めます。

- ② 就業、起業、ボランティア活動などに、いつでも、どこでも、誰でも能力発揮できるよう、特に女性の社会参画に対する支援策を推進します。
- ③ すべての人が男女共同参画を自分の問題としてとらえられるよう、男女共同参画に関する理解の促進をはかります。特に男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの理解促進に努めます。
- ④ 働き方の見直しの促進や仕事と家庭の両立支援制度の活用等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、企業等における男女共同参画の取組を促進します。また、これらの取組により、M字カーブに関する問題の解消をはかります。
- ⑤ 地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動における男女共同参画を推進します。
- ⑥ ひとり親世帯等、生活上の困難に直面する男女への支援を推進します。
- ⑦ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組として、性別に基づく暴力等は重大な人権侵害であり、暴力等を許さないという意識の普及啓発に取り組むとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づき、DVの被害者保護・支援体制の充実に取り組んでいきます。

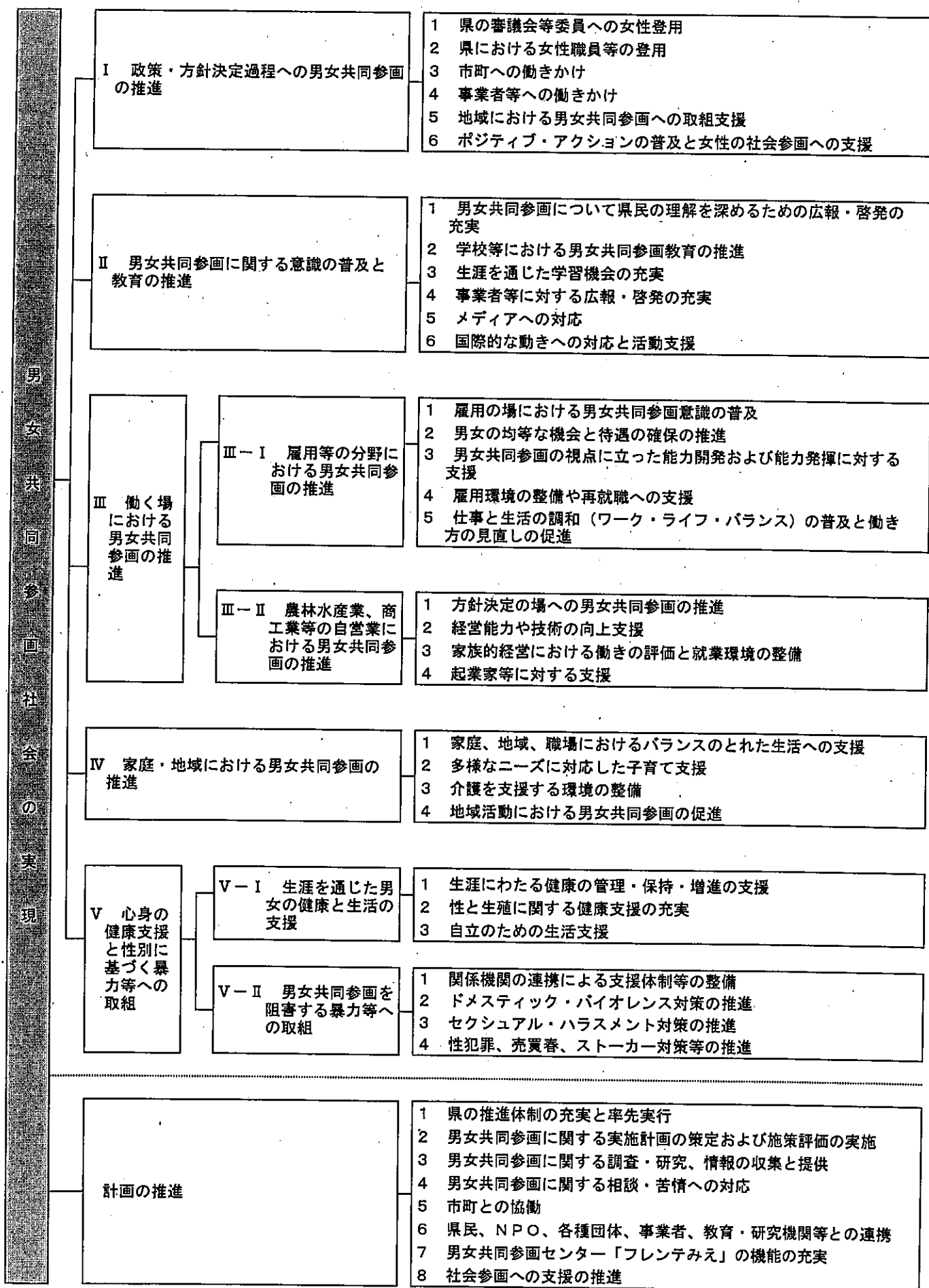
第2次三重県男女共同参画基本計画の体系

(図1)

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)



(図2)

第二期実施計画における第2次基本計画の重点事項の推進について

第2次基本計画の 重点事項	目標項目の 現状値	第二期実施計画における 主な取組	目標項目の 目標値
① 政策・方針決定過程 への女性の参画 推進！	県・市町の審議 会等における女 性委員の割合 (平成27年度) 26.5%	○県の審議会等において女性参 画を推進するための手続の見直 し ○市町の審議会等において女性 委員の割合を高める情報提供や 働きかけ	県・市町の審議 会等における女 性委員の割合 (平成32年度) 30.0%
② あらゆる分野におけ る女性活躍の推進！	あらゆる分野で 女性の社会参画 が進んでいると 感じる県民の 割合 (平成27年度) 39.4%	○女性活躍の気運醸成と環境整 備に向けた啓発の推進 ○家庭や地域、職場等において 女性が活躍し、働きやすい環境 の改善に向けた啓発と取組促進	あらゆる分野で 女性の社会参画 が進んでいると 感じる県民の 割合 (平成32年度) 49.4%
③ 一人ひとりが個性と 能力を発揮して輝く ための啓発等の 推進！	男女共同参画 センター開催 事業の新規参 加者の数・満 足度 (平成26年度) 292人 94.0%	○男性参加者の増加に向けた取 組、講座の開催等による広報・ 啓発の推進 ○性的マイノリティの人びとが安 心して暮らすことができるための 啓発、相談等の実施	男女共同参画 センター開催事 業の新規参加 者の数・満足度 (平成32年度) 386人 100%

第二期実施計画における第2次基本計画の重点事項の推進について

第2次基本計画の 重点事項	目標項目の 現状値	第二期実施計画における 主な取組	目標項目の 目標値
④ ワーク・ライフ・バラ ンスの推進！	ワーク・ライフ・ バランスの推 進に取り組ん でいる県内事 業所の割合 (平成26年度) 36.8%	○「イクボスの推進」など男性の 育児参画、仕事と家庭の両立に 向けた企業等への啓発等 ○仕事と生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)の推進等働きやすい 職場環境づくり	ワーク・ライフ・ バランスの推進 に取り組んでい る県内事業所 の割合 (平成32年度) 65.0%
⑤ 男女共同参画の 視点に立った地 域防災活動の 推進！	女性消防団 員数 (平成27年度) 479人	○女性等への配慮をふまえた改 訂避難所運営マニュアル策定指 針の地域への水平展開 ○地域で活躍できる女性防災人材 の育成	女性消防団員数 (平成32年度) 500人
⑥ 多様な実態に応じ た生活支援の 推進！	特別養護老人ホーム (広域型、地域密着型 およびショートステイの 転換)施設整備定員数 (累計) (平成26年度) 9,643床	○特別養護老人ホームや介護老 人保健施設等の広域型介護施設 の整備に対する支援 ○市町が実施する地域密着型 サービス施設等の整備を支援	特別養護老人ホーム(広 域型、地域密着型および ショートステイの転換)施 設整備定員数(累計) (平成32年度) 10,647床
⑦ DVや性暴力等の 被害者保護・支援 体制の充実！	性犯罪・性暴 力被害者支援 制度の周知の ための協力団 体数(累計) (平成27年度) —	○性犯罪・性暴力の被害者が 相談しやすい総合的な支援体制 の構築による相談・支援の実施 ○相談窓口の紹介と利用促進 支援に関する情報提供、啓発等 の実施	性犯罪・性暴力 被害者支援制度 の周知のための 協力団体数 (累計) (平成32年度) 61団体

○ 第2章の各ページの見方

第2章および第3章において、第2次基本計画で定めた部分は明朝体、第二期実施計画において新たに記述した部分はゴシック体としています。

○ ○○○○○○○○○○○○○ ← 基本施策の番号と基本施策名を記載しています。

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

【働く場】

← 第2次基本計画で定めためざす姿を記載しています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

← この基本施策に取り組むにあたって、これまでの取組をふまえ、総括を行うとともに、現在の状況や課題を記載しています。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
← 基本施策の成果をあらわす指標を示しています。	← 現在（最新の実績）の数値を示しています。	← 平成32年度における目標値を示しています。

施策の方向

□ □□□□□□□□□□ ← 基本施策を推進するための施策の方向の番号と施策の方向名を記載しています。

← 第2次基本計画で定めた施策の方向の取組方針を記載しています。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
← 施策の方向の成果をあらわす目標項目を示しています。	← 現在（最新の実績）の数値を示しています。	← 平成32年度における目標値を示しています。

施策

← 第2次基本計画で定めた施策の方向の具体的施策を記載しています。

事業内容等

事業内容	担当部局
← 施策の方向の施策を推進するための具体的事業を記載しています。	左記事業を所管する部局名を記載しています。

第2章 基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業

【基本施策】 I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- ・ 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。

【働く場】

- ・ 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、委員の男女構成が均衡するよう、委員選任時における事前協議や働きかけを行った結果、男女のいずれか一方が委員総数の十分の四未満とならない審議会等の割合は66.7%となり、施策の方向の目標値を概ね達成することができました。

また、適性や経験を生かせる職や多様な知識や経験を身につけることができる職への女性職員の配置を行うとともに、管理職への女性職員の積極登用を推進する項目を人事異動方針に掲げる等により、県の管理職に占める女性の割合は8.7%となり、目標値を達成しました。

市町に対しても、審議会等における女性委員の割合を高めるよう働きかけるとともに、担当職員に対する研修機会の提供や男女共同参画に係る基本計画の未策定団体への支援を行った結果、県内全市町において基本計画が策定されました。

また、平成26年度には、県内の女性活躍の機運を醸成するため、経済団体等と連携し「女性の活躍推進三重県会議」を発足させ、賛同していただける企業・団体等を募集するとともに、経営者向けのセミナーや管理職をめざす女性のための研修等を実施しました。

これらの取組により、政策・方針決定過程における女性の参画は一定の進展が見られるものの、防災分野等依然として女性の割合が低いままの分野もあることから、引き続き、取組を進める必要があります。また、基本施策の目標項目である「県・市町の審議会等に占める女性委員の登用率」の目標が未達成であることから、市町への女性委員の割合を高める働きかけが必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

男女のいずれか一方が委員総数の十分の四未満とならない審議会等の割合をさらに高めるため、審議会等の委員選任に係る事前協議の周知徹底や事前協議の実施時期等について見直しを検討します。

県においては、女性職員の活躍につながる研修の実施、能力・意欲・適性に応じ幅広い職務を経験できるような職員の配置および次世代育成支援等により、女性職員の管理職への登用を進めます。

市町に対しては、県が行っている事前協議等に関する情報提供や担当者会議等を通じて女性委員の割合を高めるよう働きかけるとともに、事業者等に対しても「女性の活躍推進三重県会議」を中心に女性活躍の機運の醸成や女性が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の割合	（平成27年度） 26.5%	30.0%

- 地方自治法（第202条の3）に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合

施策の方向

1 県の審議会等委員への女性登用

県の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会等委員へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成を促進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
県の審議会等における女性委員の割合	（平成28年2月） 31.6%	40.0%

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合	（平成28年2月） 61.2%	66.7%

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
県の審議会等において女性委員が選任されていない審議会等の数	（平成28年2月） 4	0

施策

- 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」などを活用しつつ、計画的に女性委員の登用を図ります。
- 委員構成の見直し、団体推薦などによる女性委員の登用、公募委員制の拡大等、男女が参画しやすい仕組みづくりを進めます。
- 女性のエンパワーメントを図り、リーダーの育成を促進するとともに、ネットワークづくりを支援します。
- 個人情報の保護に配慮しつつ、女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱（仮称）」（平成28年4月1日施行予定）に基づき、県の審議会等への委員の選任にあたり、女性委員の割合を高めるとともに、男女の委員構成が均	全部局

<p>衡のとれたものとなるよう努めます。</p> <p>イ 新たに設定した時期に基づく事前協議の徹底や選任手続にかかる進捗状況の確認を行うことで、委員構成の見直し、公募委員枠の導入促進、関係機関への働きかけなど男女が共に審議会等に参画しやすい仕組みづくりを進めます。</p> <p>ウ 女性リーダーを育成し、エンパワーメントを支援します。</p> <p>エ 個人情報に配慮しつつ、整備した人材リストのデータの更新を行い、全部局で活用を図ります。</p>	<p>全部局</p> <p>環境生活部ほか 関係部局</p> <p>環境生活部</p>
--	---

施策の方向

2 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義をふまえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。そのため、能力開発の研修を計画的に実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進め、働きやすい職場に向け環境整備を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
管理職への女性職員登用率	（平成27年4月1日） 8.7%	（平成32年4月1日） 10.0%

・教員および警察職員を除く

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
本庁知事部局における管理職への女性職員登用率	（平成27年4月1日） 8.0%	（平成32年4月1日） 30.0%

・教員および警察職員を除く

施策

- (1) 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。
- (2) 多様な能力開発の研修を計画的に実施し、女性職員の受講に配慮するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行うなど、女性職員の管理職への登用に向けた取組を行います。
- (3) 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。
- (4) 県の外郭団体等における女性職員の採用・登用・配置等について、積極的な取組が進むよう働きかけます。
- (5) 仕事と育児・介護等家庭生活との両立のための環境整備を進めます。

事業内容等	事業内容	担当部局
	ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にかかる特定事業主行動計画に基づき、管理職に占める女性職員の割合を高める方針を明確にし、取組の実施状況等について公表します。（第3章-1の再掲）	総務部 教育委員会
	イ 女性職員が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進めます。（第3章-1）	全部局
	ウ 人づくり基本方針に基づき、組織全体でより積極的に職員に働きかけるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。（第3章-1）	全部局
	エ 女性職員の活躍につながるテーマの研修の実施等、職員に能力開発の機会を提供します。	総務部
	オ 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。	総務部 環境生活部
	カ 職員採用試験受験者に女性が増えるよう、採用試験の広報に際しては女性を対象とした情報提供を継続的に行います。（第3章-1）	人事委員会
	キ 県の外郭団体等において、女性職員の採用・配置・活躍に配慮がなされるよう働きかけます。	関係部局
	ク 次世代育成支援対策推進法にかかる特定事業主行動計画に基づき、男性の育児参画の推進や育児に関する休業制度等を取得しやすい職場環境の整備等を進めます。（第3章-1の再掲）	総務部 教育委員会
	ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にかかる特定事業主行動計画に基づき、女性警察官に占める女性の幹部警察官の割合を高める方針を明確にし、取組の実施状況等について公表します。（第3章-1の再掲）	警察本部

施策の方向

3 市町への働きかけ

市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための基本計画策定支援など、市町の状況に応じた支援を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
審議会等において女性委員の割合を高める取組を進めている市町の割合	（平成27年度） 8市町	29市町

施策

- (1) 市町における政策・方針決定過程への男女共同参画について理解が進むよう、市町へ積極的に働きかけます。
- (2) 県および市町の審議会等委員への女性の登用状況、登用促進策等について、情報を提供します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、さまざまな機会を活用して、市町との情報提供や意見交換を行います。	環境生活部
イ 市町における男女共同参画に関する職員研修等を実施して支援します。	環境生活部
ウ 市町における男女共同参画施策を促進するための、条例制定や基本計画改訂に向けた気運の醸成、取組の支援を行います。（第3章-5）	環境生活部
エ 各農業委員会における女性農業委員の複数選任に向け、市町に対して働きかけを行います。（Ⅲ-Ⅱ-1の再掲）	環境生活部 農林水産部
オ 市町における審議会等における女性委員の割合が高まるよう、人材に関する情報提供を行います。	環境生活部
カ 市町の審議会等における女性委員の占める割合、女性の参画促進のための取組を調査するとともに、情報提供や働きかけを行います。	環境生活部

施策の方向

4 事業者等への働きかけ

企業などにおける人材の確保・活用や社会的責任等の観点から、男女共同参画、女性のエンパワメントおよび仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要であることについて普及啓発を行い、企業、教育・研究機関、その他各種団体等事業者の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」を行った企業・団体数（累計）	（平成26年度） 14団体	47団体

施策

- (1) 事業者等に対する意識啓発を行い、方針決定の場における男女共同参画の推進に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。
- (2) 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための公共調達におけるインセンティブの付与、研修の実施など、事業者が男女共同参画に取り組む動機付けとなるような施策を実施します。

事業内容等	事業内容	担当部局
	ア 事業主や男性管理職、管理職をめざす女性向けのセミナー、「みえ出前トーク」等を通じて、女性管理職が増えるよう働きかけます。	環境生活部
	イ 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規についての周知・啓発などを行うとともに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止等に努めます。(Ⅲ-I-2の再掲)	環境生活部 雇用経済部
	ウ 企業経営者や人事労務担当者等を対象に、長時間労働の抑制や休暇の取得促進など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナーを開催します。(Ⅲ-I-5の再掲)	雇用経済部
	エ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及を図ります。(I-6の再掲)	環境生活部
	オ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を表彰するなど、その取組事例の普及を行います。(Ⅲ-I-5の再掲)	雇用経済部
	カ 公共工事において、「男女共同参画」や「次世代育成支援」など企業の社会貢献に係る取組を評価します。(Ⅲ-I-2の再掲)	県土整備部
	キ 「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。(Ⅲ-I-2の再掲)	出納局
	ク 女性の活躍・輝きで、県内経済および地域の活力を一層高めるため、女性活躍の気運を醸成し、女性が活躍できる環境整備に向けた啓発を進めます。(Ⅲ-I-1の再掲)	環境生活部

施策の方向

5 地域における男女共同参画への取組支援

地域における男女共同参画を阻害している慣行の見直しを促進し、男女共同参画の考え方があらゆる地域活動に浸透するよう普及啓発を行うとともに、男女が自らの意思により、地域活動に参画する気運づくりを進め、地域における政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

また、生涯学習等を通じて、女性のエンパワーメントを支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
「男女共同参画」を掲げているNPO法人数	（平成27年度） 92法人	101法人

- ・ NPO法人の活動分野に「男女共同参画」を掲げている法人数

施策

- (1) 男女が地域活動に参画する必要性や意義についての理解を深めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しが進むよう、関係機関やNPOなどと連携を図りながら、普及啓発を行います。
- (2) 地域における方針決定の場への参画に必要な知識や技術の修得、向上を支援します。
- (3) 地域づくり、防災、環境保全、観光振興などの活動に男女が共に参画できる機会を確保するよう努めるとともに、市町、団体等に働きかけます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（IV-4の再掲）	環境生活部
イ 住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。（IV-4の再掲）	環境生活部
ウ 地域における男女共同参画を推進するため、県内各地域の県民と連携・協働し、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及を図ります。（IV-4、第3章-8）	環境生活部
エ 男女がともに参画した自主的な防災活動の展開を支援し、地域における防災力の向上を図ります。（IV-4の再掲）	防災対策部
オ 避難所における災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）への対応や女性への配慮をふまえ改訂した、避難所運営マニュアル策定指針の県内各地域への水平展開を図ります。（IV-4の再掲）	防災対策部
カ 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」の人材育成事業において、女性防災人材を育成します。	防災対策部
キ 男女共同参画の視点をふまえ、多様な主体と連携しながら、観光振興施策を総合的、効果的に展開していきます。（IV-4の再掲）	雇用経済部
ク 男女共同参画の視点をふまえた地域づくりが推進されるよう、市町と連携しながらその取組を支援します。（IV-4の再掲）	地域連携部
ケ あらゆる主体の環境保全活動への積極的な参画を推進するため、多様な環境教育の場や機会を提供し、環境分野に男女が共に参画できる機会の確保を	環境生活部

図ります。

施策の方向

6 ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援

あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるために、ポジティブ・アクションについて、市町、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。
また、女性のさまざまな分野への参画を支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	（平成27年度） 39.4%	49.4%

施策

- (1) ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、その結果を市町、企業等へ情報提供するなど、ポジティブ・アクションの理解の促進と普及を図ります。
- (2) さまざまな分野における女性の政策・方針決定過程への参画および従来女性が少なかった分野への参画を支援する取組を推進します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及を図ります。（Ⅰ-4、Ⅲ-Ⅰ-2）	環境生活部
イ 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規についての周知・啓発などを行うとともに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止等に努めます。（Ⅲ-Ⅰ-2の再掲）	環境生活部 雇用経済部
ウ 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、ホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。（Ⅱ-4の再掲）	環境生活部
エ 女性の活躍に向けた気運醸成と啓発のため、セミナー等を開催します。（Ⅲ-Ⅱ-4）	環境生活部
オ 意欲のある女性の就労を支援するため、関係機関と連携して、キャリアカウンセリング（相談対応、情報提供等）などの必要な支援を行います。（Ⅲ-Ⅰ-4の再掲）	雇用経済部
カ 女性の社会参画に関する支援策を効果的に進めるため、ニーズを把握するとともに、成功事例等の情報を総合サイト等で提供します。（第3章-3の再掲）	環境生活部

【基本施策】II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ NPO、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- ・ 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- ・ 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。

【家庭】

- ・ 家族が互いに尊重しあい、家族の一員としてともに責任を担って、協力しあっています。
- ・ 子どもたちに対しては、男女共同参画意識に基づいて、家庭教育が行われています。

【働く場】

- ・ 男女共同参画に関する意識が普及し、性別による差別的取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができるようになっています。
- ・ 事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

男女共同参画の推進拠点である三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町や関係機関・団体等と連携して、男女共同参画フォーラムや各種セミナー等を実施するとともに、地域で男女共同参画を推進できるリーダーを養成する講座や男性を対象とした講座を開催するなど、男女共同参画意識が幅広く普及するよう取り組みました。

学校においては、リーフレットやインターネットを活用した研修（ネットDE研修）などによる教職員を対象にした研修を実施するとともに、児童生徒に対しても授業の中に男女共同参画の視点を位置づけた指導を行うなど、学校における男女共同参画教育を推進しました。

また、事業者等に対しては、男女共同参画等に関する研修の支援を行うとともに、男性の育児参画を推進する普及啓発等の取組を連携協働しながら実施しました。

しかし、平成27年度に実施した「県民意識と生活基礎調査」においては、前回調査に比べ「男は仕事、女は家庭」等の性別役割分担意識は徐々に薄くなっているものの、社会生活における男性優遇感は依然として根強く残っているとの結果もあることから、引き続き男女共同参画意識の普及に取り組む必要があります。

また、男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合は、比較的高い割合で推移しているものの伸びがみられない状況にあることから、実施にあたっては、多くの教職員が受講できるよう工夫するとともに、受講者アンケート等により研修内容の改善が必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町や関係機関・団体等と連携しながら、社会情勢や県民・企業等のニーズに応じたセミナー等を実施するとともに、防災等地域における男女共同参画を推進できる人材育成や男性を対象とした講座を開催するなど、男女共同参画意識が県民に普及するよう取り組みます。

学校においては、引き続き教職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施するとともに、各教科や総合的な学習の時間等に男女共同参画の視点を位置づけ、児童生徒の理解が深まる教育を実施します。また、進路指導にあたっては、自分の適性や将来設計に基づいた進路を選択できるよう男女共同参画の視点に立った幅広い情報提供を行います。

基本施策の指標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	（平成26年度） 292人 94.0%	386人 100%

※講座やセミナー等の数（フォーラム等は除く）

施策の方向

1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実

男女共同参画意識の普及を図るために、NPO、各種団体、市町等と協働しながら、県民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。

また、男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等について、自主的に点検、見直しが行われるよう、多様なメディアを通じた、わかりやすい広報・啓発を行います。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	（平成26年度） 292人 94.0%	386人 100%

※講座やセミナー等の数（フォーラム等は除く）

施策

- (1) 広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等多様なメディアを活用し、男女共同参画意識の普及を図ります。
- (2) 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等の見直しを促進します。
- (3) 性別による固定的役割分担にとらわれない男女の多様な生き方を社会に浸透させるため、県がさまざまな広報を行う際には、男女共同参画の視点に立った表現とします。
- (4) 団体、企業、行政などの連携・協働により、男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発を行います。
- (5) NPO等が行う男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動等を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。
- (6) 男女共同参画の理念について、あらゆる人が共感できるよう、わかりやすい広報・啓発を進めます。
- (7) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進や、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を展開します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
ア 男女共同参画の推進について、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種メディアへの積極的な情報提供を行います。（II-5）	環境生活部
イ 「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」、「出前フレンテ」等により、直接、県民に男女共同参画についての理解を求め、働きかけを行うとともに	環境生活部

<p>に、県民の男女共同参画に対するニーズを把握します。</p>	
<p>ウ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報コーナーやホームページの充実、情報誌「Frente」の発行、ウェルカムセミナーの実施など情報提供機能を強化します。（第3章-7の再掲）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>エ ポスター、パンフレット、チラシなど県の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。</p>	<p>全部局</p>
<p>オ 「男女共同参画週間（6月23日～6月29日）」、「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）」、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」、「人権週間（12月4日～12月10日）」、「農山漁村女性の日（3月10日）」等、さまざまな機会を通じて広報活動を展開します。</p>	<p>環境生活部 農林水産部ほか 全部局</p>
<p>カ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考える事業を開催します。 （IV-1、IV-4、第3章-6、第3章-7）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>キ 6月を男女共同参画強調月間 f f（フォルティッシモ）と定め、重点的に男女共同参画を啓発するため、さまざまな事業を実施します。（第3章-7の再掲）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ク 社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。（II-3の再掲）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ケ 男女共同参画に関する基本的な考え方について、国の最新動向を常に把握するとともに、パネルやパンフレット等各種啓発資料等を作成します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>コ 人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、三重県人権センターを中心に、県民人権講座の開催や啓発資料の提供など、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を展開します。 （V-II-1）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>サ 地域におけるあらゆる活動が、人権の視点をベースとして展開されていくよう、地域が主体となった「人権が尊重されるまちづくり」活動を支援します。（V-II-1）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>シ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容、開催日時の設定、周知方法等を検討し、男性参加者の増加に向けた積極的な取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。（IV-1、第3章-7）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ス 幅広い世代へ男女共同参画について理解を求めるための啓発を市町等と連携して取り組みます。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>セ 性的マイノリティの人びとが安心して暮らすことができるための啓発、相談等を行います。（V-I-3の再掲）</p>	<p>環境生活部ほか 関係部局</p>

施策の方向

2 学校等における男女共同参画教育の推進

一人ひとりが男女共同参画について理解し、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

また、主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	（平成26年度） 74.9%	80%

- ・ 公立の各幼稚園、小・中・高・特別支援学校において男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合	（平成26年度） 95.5%	100%

- ・ 公立の各幼稚園、小・中・高・特別支援学校において教科等に男女共同参画の視点を位置づけて指導した学校の割合

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	（平成26年度） 38.6%	100%

施策

- (1) 教育や保育に携わる教職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるように体系的な研修を計画的に実施します。
- (2) 男女共同参画意識の普及に関する効果的な指導方法について、調査・検討を行います。
- (3) 男女共同参画の視点に立った教育を推進するための教材を充実します。
- (4) 子どもたちが、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことのないよう、指導や学校運営の点検・見直しを進めます。
- (5) 総合的な学習の時間等を活用し、自己のあり方や生き方、家庭生活や社会参画について、児童、生徒が自ら考える機会を提供します。
- (6) 男女が、家庭生活を営むために必要な知識や技術等を学習する家庭科教育を推進します。
- (7) 学校行事、PTA活動などを利用して、保護者や地域に男女共同参画の理念をさらに広げていくよう取組を進めます。
- (8) 男女共同参画の理念をふまえ、子どもたちが主体的に進路を選択・決定できるよう、家庭と学校の連携を密にした指導の充実に努めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 男女共同参画に関する教育を進めていくために、総合教育センター等において、教職員を対象に研修を実施します。 （初任者研修、教職経験者研修、インターネットを活用した研修（ネット	教育委員会

D E 研修) 等)	
イ 学校教育において、各教科や総合的な学習の時間等に男女共同参画の視点を位置付け、児童生徒に男女共同参画についての理解を深める教育を推進します。	教育委員会
ウ 学校等において、男女共同参画の視点に立ち、児童生徒の個性や能力を伸ばす教育を充実します。	教育委員会
エ 進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行います。	教育委員会
オ 児童生徒が、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を身につけられるよう、社会人講師や卒業生等を活用し、小学生から高校生まで発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。	教育委員会
カ 私立学校の教職員が人権や男女共同参画についての認識を深め、性別にとられない個性と能力を伸ばす教育を実施することに対して支援を行います。	環境生活部
キ 家庭科等の学習において、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性を認識する教育を推進します。	教育委員会
ク 学校等での研修の充実を図るとともに、PTAの会合等を利用して研修の機会を設け、児童生徒や教職員、保護者などの男女共同参画についての意識を高めます。	教育委員会
ケ 保育士や幼稚園教諭等が人権や男女共同参画についての認識を深められるよう、人権等に関する講座を開催します。	健康福祉部
コ 学校において、性的マイノリティの人権に係わる教育を実施します。また、組織的・継続的に実施できるよう、学校における推進体制の充実と教職員の指導力向上を図ります。	教育委員会

施策の方向

3 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

また、社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある県民が男女共同参画に関する理解を深めたり、地域で男女共同参画を進めるリーダーを育成するための研修機会を充実します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
男女共同参画センターの講座等への新規参加率	（平成26年度） 56.0%	61.0%

施策

- (1) 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と生涯学習機関が連携を図り、男女共同参画の視点に立ち、多様なニーズに応じた学習機会を充実します。
- (2) 公民館等社会教育施設の講座担当者に対する研修を充実します。
- (3) 誰もが学習活動に参加しやすいよう、託児サービス、休日・夜間開催など、参加者の立場に立った配慮を行います。
- (4) 社会のリーダー的な立場にある県民を対象とした研修を充実します。
- (5) 家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための研修や情報提供を充実します。
- (6) 男女が社会のあらゆる分野における活動に主体的に参画することができるように、エンパワメントの機会を拡充します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。（第3章-7の再掲）	環境生活部
イ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（IV-4の再掲）	環境生活部
ウ 住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。（IV-4の再掲）	環境生活部
エ 社会教育委員をはじめとする社会教育関係者を対象に、資質向上のための研修会を開催し、地域における社会教育活動を活性化することにより、県民の学習機会の充実を図ります。	教育委員会
オ 各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすい配慮を行うよう努めます。（第3章-7）	環境生活部ほか全部局
カ 社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。（II-1、II-4、III-I-1、III-I-5）	環境生活部
キ 親同士が子育てについての悩みや思いを語り合い、不安等を軽減できるようなワークショップの開催等を行います。（IV-2の再掲）	健康福祉部
ク 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画月間事業や男女共同参画フォーラムなど各種事業の企画・運営に携わる企画運営サポーターを養成します。（第3章-7の再掲）	環境生活部
ケ 男女共同参画の視点に立った防災・減災体制の確立に向けて、地域で活躍できる人材を養成します。	防災対策部

コ 男女共同参画の視点を持って活動する人材を地域で養成するための講座を開催します。	環境生活部
---	-------

施策の方向

4 事業者等に対する広報・啓発の充実

事業活動における男女共同参画への配慮、働く場における男女共同参画の推進のために、事業者を対象とした普及啓発を実施します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
男女共同参画センターにおける事業者向け講座等の情報発信回数	（平成26年度） ・ 5回	10回以上

施策

- (1) 男女雇用機会均等法など労働関係法規の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、働く場における固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度、慣行などの解消に向けた啓発を行います。
- (2) 事業活動における男女共同参画を推進する取組についての情報提供、啓発を実施します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、ホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。（Ⅰ－6、Ⅲ－Ⅰ－1）	環境生活部
イ 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規についての周知・啓発などを行うとともに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止等に努めます。（Ⅲ－Ⅰ－2の再掲）	環境生活部 雇用経済部
ウ 企業経営者や人事労務担当者等を対象に、長時間労働の抑制や休暇の取得促進など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナーを開催します。（Ⅲ－Ⅰ－5の再掲）	雇用経済部
エ 職場や地域社会の中で男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう普及啓発や人材の育成のほか、「※イクボスの推進」など企業等への働きかけを進めます。 ※「イクボス」とは。 子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートし合う職場環境づくりに取り組む上司のこと、及び管理職の配置にあたってそういった姿勢を重視する取組そのもの。（Ⅳ－2の再掲）	健康福祉部 環境生活部
オ 社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催し	環境生活部

<p>ます。(II-3の再掲)</p> <p>カ 「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」等により、企業の男女共同参画に関する研修を支援します。(III-I-1)</p> <p>キ 女性の活躍・輝きで、県内経済および地域の活力を一層高めるため、女性活躍の気運を醸成し、女性が活躍できる環境整備に向けた啓発を進めます。(III-I-1の再掲)</p>	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
---	---------------------------

施策の方向

5 メディアへの対応

県民の意識形成に大きな影響力を持つメディアに対し、男女共同参画意識の普及等について、理解と協力を求めています。

また、県民が情報を選択したり、理解する能力を高めるため、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会を充実します。

目標

目標項目	現状値	目標値(平成32年度)
メディアへの情報提供数	(平成26年度) 88件	113件

- 三重県男女共同参画センターおよび男女共同参画・NPO課で男女共同参画に関してメディアへ情報提供を行った件数

施策

- メディアに対して、男女共同参画の視点に立った表現についての理解を求めるとともに、メディアの自主的な取組を促進します。
- 男女共同参画に関する県の事業などについて、積極的に情報提供を行います。
- 新聞、テレビ、インターネット等、さまざまなメディアに対する県民のメディア・リテラシーを高める教育、学習手法について、調査・検討を行い、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会の提供をします。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア インターネット等の新しいメディアへの対応を含め、男女共同参画意識の普及や人権尊重等について、メディアに対して理解と協力を求めます。	環境生活部
イ 男女共同参画推進について、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種メディアへの積極的な情報提供を行います。(II-1の再掲)	環境生活部
ウ 県民のメディア・リテラシーに関する学習を支援します。	環境生活部

施策の方向

6 国際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画については、国際社会における活動との協調が重要であることから、積極的に情報を収集、提供します。

また、男女共同参画の視点から国際交流、国際協力および多文化共生の社会づくりをめざす活動を支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎多文化共生の社会になっていると感じる 県民の割合	（平成27年度） 29.1%	34.1%

「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

施策

- (1) 男女共同参画に関する国際的な取組などについて、情報収集し、県民へ提供するとともに、県の施策に反映するよう努めます。
- (2) 男女共同参画の視点に配慮しながら、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会を一緒に築いている多文化共生社会の構築を進めます。
- (3) NPO等による国際交流、国際協力および外国人住民との共生を進める活動を支援するとともに、担い手のエンパワーメントを促進します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。（第3章-3、第3章-7）	環境生活部
イ 多文化共生にかかる啓発を進めるほか、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することができる仕組みの構築に取り組みます。また、県内市町の取組もふまえ、外国人住民等に対する生活の支援に取り組みます。	環境生活部
ウ NPO等による多文化共生社会づくりをめざす活動を支援します。	環境生活部

【基本施策】Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

Ⅲ-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 家庭や地域を大切にする意識が浸透し、職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境の整備が進められています。
- ・ 男女共同参画の視点が社会に浸透し、企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっていきます。

【家庭】

- ・ 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活、職業生活その他の生活とのバランスがとれるような環境が整備されています。

【働く場】

- ・ 雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわらず、能力開発、職務分担、処遇が行われています。
- ・ 一人ひとりのライフスタイルにあわせた多様な働き方の選択ができるように、柔軟な就業形態が広がっています。
- ・ 男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっていきます。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

平成26年9月に「女性の活躍推進三重県会議」を設置し、県内の女性活躍の機運を醸成するとともに、企業等における女性活躍の取組が進むよう企業の経営者や管理職、キャリアアップをめざす女性等を対象としたセミナーを開催しました。

また、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場環境づくりを促進するため、企業等が開催する研修会等に講師を派遣するとともに、企業の経営者等を対象としたセミナーや、働きながら妊娠・出産を希望する女性を対象とした座談会等を開催しました。

さらに、働く場における男女共同参画を推進するため、企業経営者や人事労務担当者等を対象として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」をテーマとしたセミナーを開催したほか、女性の再就職を支援するため、託児付きの就労支援相談を定期的を実施するとともに、県内商業施設において出張就労支援相談を実施しました。

以上のような取組の結果、基本施策の目標項目である「女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合」は29.5%となり目標値を達成したほか、「ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合」も36.8%となるなど順調に成果が現れています。

しかし、企業等における管理職に占める女性の割合が低迷していることや、30歳代を中心に就業率が低下する「M字カーブ」が解消されないなどの課題もあります。

また、平成27年9月に女性活躍推進法が施行され、従業員301人以上の企業等には事業主行動計画の策定が義務付けられましたが、従業員300人以下の中小企業は努力義務とされたことから、県内の99.8%を占める中小企業等に対する働きかけが大変重要です。全国的に企業等においては、男性正社員の長時間労働等を前提とした男性中心型労働慣行とともに固定的な性別役割分担意識が根強く見受けられるとともに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの被害も発生しており、事業主行動計画の策定等により、こうした労働環境の改善が行われ、男女が共に働きやすい職場環境づくりを実現することが必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

経済団体等と連携しながら「女性の活躍推進三重県会議」への加入を企業等へ働きかけ、県内の女性活躍の機運醸成を図るとともに、男女が共に働きやすい職場環境づくりを実現するため、中小企業等に対して事業主行動計画の策定等を働きかけます。

また、男性を対象とした男女共同参画講座や働く女性が管理職をめざそうと思えるモチベーションアップセミナー等を開催するなど、幅広い取組を行います。

さらに、働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で共に子育てしながら仕事を継続できるようマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けた取組を行うとともに、長時間労働の抑制など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組や、短時間勤務制度やフレックスタイム制、在宅勤務制度などの多様な就労形態の導入に向けた啓発を行っています。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）	（平成26年度） 14団体	337団体

施策の方向

1 雇用の場における男女共同参画意識の普及

働く場における男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法等の普及啓発を通じ、気運づくりを進めます。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
男女共同参画センターの「フレンテーク」等による事業者に対する研修等支援回数	（平成27年度） 10回	15回

施策

- (1) 働く場における固定的な役割分担、性別による不公平な慣行等を改善するため、シンポジウムやセミナーを開催するなど普及啓発を行います。
- (2) さまざまな分野で活躍する男女を紹介するなど、男女共同参画の気運づくりを進めます。
- (3) 労働基準法や男女雇用機会均等法等の雇用関係法令について、関係機関と連携して普及啓発を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。（Ⅱ-3の再掲）	環境生活部
イ 「みえ出前トーク」や「フレンテーク」等により、企業の男女共同参画に関する研修を支援します。（Ⅱ-4の再掲）	環境生活部

ウ 情報誌「Frente」やホームページなどを活用し、働く場における男女共同参画の気運づくりを進めます。	環境生活部
エ 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、ホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。(Ⅱ-4の再掲)	環境生活部
オ 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規についての周知・啓発などを行うとともに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止等に努めます。(Ⅲ-Ⅰ-2の再掲)	環境生活部 雇用経済部
カ 人権の視点に立った企業等の社会的責任(CSR)の取組が推進されるよう、ガイダンス(検証基準)等の客観的な自己評価手法を紹介する等、CSRの普及を図るとともに、企業等の取組を支援します。	環境生活部
キ 公共工事において、「男女共同参画」や「次世代育成支援」など企業の社会貢献に係る取組を評価します。(Ⅲ-Ⅰ-2の再掲)	県土整備部
ク 「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。(Ⅲ-Ⅰ-2の再掲)	出納局
ケ 女性の活躍・輝きで、県内経済および地域の活力を一層高めるため、女性活躍の気運を醸成し、女性が活躍できる環境整備に向けた啓発を進めます。(Ⅰ-4、Ⅱ-4、第3章-7)	環境生活部
コ 働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で共に子育てしながら仕事を継続できるよう、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けて取組を進めます。(Ⅲ-Ⅰ-4の再掲)	環境生活部

施策の方向

2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

企業等における男女共同参画への取組を促進するため、実態を把握するとともに、男女共同参画を進めている企業等の表彰、事例の紹介など必要な支援を行います。

また、ポジティブ・アクションについて、理解の促進と普及を図るとともに、男女間の賃金等の格差の解消に向け、企業等の取組の促進を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値(平成32年度)
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計)	(平成26年度) 14団体	337団体

施策

- (1) 企業等における男女共同参画への取組について、実態を把握するための調査を定期的の実施するとともに、男女共同参画の推進状況を客観的に評価できる手法を検討します。
- (2) 男女の雇用均等や女性の活躍支援などを積極的に推進する企業等に対する認証・表彰制度等を通じて、企業の取組を支援します。
- (3) 全国や県内の優良な事例を紹介するなど、企業に対する普及啓発を行います。
- (4) 企業等における男女共同参画の取組を促進するため、男女共同参画に関する企業からの相談を受けて助言を行うなどの支援を行います。
- (5) ポジティブ・アクションについて、先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、企業の社会的責任の視点もふまえて情報提供するなど、理解の促進と普及を図ります。
- (6) 企業等の男女共同参画の取組を推進するため、公共調達におけるインセンティブの付与を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規についての周知・啓発などを行うとともに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止等に努めます。(I-4、I-6、II-4、III-I-1、V-II-3)	環境生活部 雇用経済部
イ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及を図ります。(I-6の再掲)	環境生活部
ウ 公共工事において、「男女共同参画」や「次世代育成支援」など企業の社会貢献に係る取組を評価します。(I-4、III-I-1、III-I-5)	県土整備部
エ 「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。(I-4、III-I-1、III-I-5)	出納局
オ 働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で共に子育てしながら仕事を継続できるよう、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けて取組を進めます。(III-I-4の再掲)	環境生活部

施策の方向

3 男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、有職者および就職希望者に対する職業能力の開発と向上を支援します。また、男女が働く場で能力を発揮できるよう支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎職業訓練入校者の就職率	（平成26年度） 76.9%	81.5%

・地域における安定的な人材の確保・育成のため、津高等技術学校が実施する様々な職業訓練への入校者のうち就職者の割合

施策

- (1) 男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、社会情勢の変化やニーズに対応した職業能力開発に関する研修を充実するとともに、積極的に情報提供を行います。
- (2) 事業者に対し、従業員の能力開発において、女性の参加機会が確保されるよう働きかけます。
- (3) 就職希望者に対し、再就職準備のための能力開発の支援を行います。
- (4) 働く女性が主体的にその能力を十分に発揮できるよう支援します。
- (5) 支援を必要としているひとり親世帯の親や障がい者などの能力開発を支援します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 託児サービス付き訓練など、社会情勢の変化やニーズに対応した職業訓練の実施による能力開発を進めます。	雇用経済部
イ 若年無業者、障がい者、母子家庭の母等、特に支援を必要とする者を対象に、企業、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等により能力開発を支援します。	雇用経済部
ウ 出産や育児等に伴い臨床現場を離れた女性医師等に対する勤務負担軽減等の復職支援や環境づくりを進めます。（Ⅲ-Ⅰ-4の再掲）	健康福祉部
エ 出産や育児等に伴い退職した潜在看護職員に対して、就業相談を実施するとともに、再就業を促進するための研修会を開催します。（Ⅲ-Ⅰ-4の再掲）	健康福祉部

施策の方向

4 雇用環境の整備や再就職への支援

関係機関と連携しながら、短時間勤務や在宅勤務などの多様な就業形態、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムなどを調査研究し、普及のため情報提供を行います。

また、非正規雇用者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	（平成26年度） 48.5%	55.0%

- ・ 在宅勤務制度、フレックス・タイム制度等多様な就業形態を導入している県内事業所の割合
(三重県内事業所労働条件等実態調査)

目標		
目標項目	現状値	目標値(平成32年度)
◎女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ企業の割合	(平成26年度) 86.0%	90.0%

- 施策**
- (1) 多様なライフスタイルに合った働き方を選択できるよう、短時間正社員、在宅勤務、フレックス・タイム制度等多様かつ柔軟な就業形態や、再雇用制度などの雇用システムについて調査研究を行い、関係機関と連携して情報提供を行います。
 - (2) 県において柔軟な就業形態等の導入について検討を進めます。
 - (3) 就職希望者に対し、関係機関と連携しながら、相談、情報提供、紹介などのサービスを提供します。
 - (4) 出産・育児、介護などのために離職し、再就職したい意欲のある人が、就職できるように、関係機関と連携して情報提供や相談などの支援を進めます。
 - (5) 関係機関との連携を図りながら、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム労働法」)等の周知徹底を図ります。

事業内容等	
事業内容	担当部局
ア 多様な働き方を促進するため、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の導入状況等を把握し、導入に向けた啓発を行います。(Ⅲ-I-5)	環境生活部 雇用経済部
イ 次世代育成支援対策推進法にかかる特定事業主行動計画に基づき、男性の育児参画の推進や育児に関する休業制度等を取得しやすい職場環境の整備等を進めます。(第3章-1の再掲)	総務部 教育委員会
ウ 労働者や使用者から寄せられるさまざまな労働相談に対応するため、相談窓口を設置し、アドバイスを行います。(V-II-3)	雇用経済部
エ 若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点とし、関係機関と連携して、企業情報や求人情報の提供、職業相談、職業紹介、各種就職支援セミナー、就職面接会等の総合的な就業支援サービスを提供します。	雇用経済部
オ 出産や育児等に伴い臨床現場を離れた女性医師等に対する勤務負担軽減等の復職支援や環境づくりを進めます。(Ⅲ-I-3)	健康福祉部
カ 出産や育児等に伴い退職した潜在看護職員に対して、就業相談を実施するとともに、再就業を促進するための研修会を開催します。(Ⅲ-I-3)	健康福祉部
キ 意欲のある女性の就労を支援するため、関係機関と連携して、キャリアカウンセリング(相談対応、情報提供等)などの必要な支援を行います。(I-6、第3章-8)	雇用経済部

ク 女性が働きやすい勤務環境の改善に取り組む医療機関を認証し、ホームページ等で広く周知することで、医療機関のさらなる取組を促します。	健康福祉部
ケ 働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で共に子育てしながら仕事を継続できるよう、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けて取組を進めます。(Ⅲ-I-1、Ⅲ-I-2、Ⅲ-I-5)	環境生活部

施策の方向

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進

男女が共にやりがいや充実感を感じながら働く一方で、家庭や地域における生活を大切にし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が可能となるよう、育児・介護休業制度等の活用について普及を進めるとともに、企業等に対する啓発、支援を行います。

また、労働時間の短縮などに向け働き方の見直しを促進し、これらを通じ、M字カーブに関する問題の解消を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合	(平成26年度) 36.8%	65.0%

- ・ 調査対象事業所（従業者規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、「何らかの形でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した県内事業所の割合（三重県内事業所労働条件等実態調査）

施策

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業や経済社会の活性化ならびに個人・家庭生活の充実につながるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性等について、普及啓発を行います。
- (2) 育児・介護休業制度など、仕事と家庭の両立支援制度の普及を進めるとともに、企業等に対して、表彰制度や公共調達におけるインセンティブの付与等により、男性も女性も両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組むよう働きかけます。
- (3) 仕事と家庭生活の両立を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、関係機関と連携しながら、従業員100人以下の事業所に対する計画の策定およびその取組を働きかけます。
- (4) 関係機関と連携しながら、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金等両立を支援する制度の普及を促進します。
- (5) 労働時間の短縮に向けて、年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減等働き方の見直しが進むよう、普及啓発を行います。
- (6) 県が率先してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 企業経営者や人事労務担当者等を対象に、長時間労働の抑制や休暇の取	雇用経済部

<p>得促進など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナーを開催します。(I-4、II-4、IV-1)</p>	
<p>イ 子どもたちに放課後の適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を設置・運営する市町を支援します。(IV-2の再掲)</p>	健康福祉部
<p>ウ 子育てと仕事の両立支援のため、保育ニーズに対応する取組への支援を行います。(IV-2の再掲)</p>	健康福祉部
<p>エ 育児・介護休業取得期間中の生活資金の貸付制度を周知します。</p>	雇用経済部
<p>オ 多様な働き方を促進するため、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の導入状況等を把握し、導入に向けた啓発を行います。(Ⅲ-I-4の再掲)</p>	環境生活部 雇用経済部
<p>カ 医師・看護師等の子育てと仕事の両立に向け、病院内保育所の設置に対して支援します。</p>	健康福祉部
<p>キ 県立病院において院内保育所を設置し、看護師等の職業生活と家庭生活の両立を支援します。</p>	病院事業庁
<p>ク 社会のリーダー的な立場にある県民を対象としたセミナー等を開催します。(II-3の再掲)</p>	環境生活部
<p>ケ 公共工事において、「男女共同参画」や「次世代育成支援」など企業の社会貢献に係る取組を評価します。(Ⅲ-I-2の再掲)</p>	県土整備部
<p>コ 「男女共同参画」や「次世代育成支援」なども評価項目となる物件関係の総合評価一般競争入札を推進し、取組企業の拡大を図ります。(Ⅲ-I-2の再掲)</p>	出納局
<p>サ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進のため、県が率先して、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。(第3章-1)</p>	総務部ほか 全部局
<p>シ 働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で共に子育てしながら仕事を継続できるよう、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けて取組を進めます。(Ⅲ-I-4の再掲)</p>	環境生活部
<p>ス 職場や地域社会の中で男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう普及啓発や人材の育成のほか、「※イクボスの推進」など企業等への働きかけを進めます。 ※「イクボス」とは。 子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートし合う職場環境づくりに取り組む上司のこと、及び管理職の配置にあたってそういった姿勢を重視する取組そのもの。(IV-2の再掲)</p>	健康福祉部 環境生活部
<p>セ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた働きやすい職</p>	雇用経済部

場環境づくりに積極的に取り組む企業等を表彰するなど、その取組事例の普及を行います。(I-4)	
--	--

【基本施策】Ⅲ-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

【家庭】 【働く場】

- ・ 男女が性別にかかわらず、自らの生き方を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、パートナーとして共に経営およびこれに関連する活動に参画しています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

農山漁村で男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーを認定し、リーダー養成のための支援を行うとともに、農山漁村女性の日に関連して「農山漁村のつどい」を毎年開催し、意識啓発に取り組みました。

また、適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画や、ワーク・ライフ・バランスの実現を進めるため、農業経営改善の一貫として、家族経営協定の締結を推進するとともに、6次産業化等の研修会を開催し、農業分野における女性の起業を促進する能力開発に取り組みました。

基本施策の指標である「1農業委員会あたりの女性農業委員数」については、担当部長の連名で女性の農業委員が複数名選任されるよう市町へ働きかけた結果、平成26年度2.28人となり目標値は達成しましたが、女性委員不在の農業委員会もあることから、引き続き市町への働きかけが必要です。

農村女性アドバイザーは高齢化等により減少傾向にあることや、漁村女性アドバイザーは認定者そのものが少ないことから、ともに新規認定者の確保に向けた取組が必要です。また、6次産業化に取り組む女性起業家の支援や当事者の視点に立った内容で起業の促進等の取組を支援する必要があります。

【第二期実施計画での取組方針】

農村・漁村女性アドバイザーの新規認定者の育成・支援を行うとともに、平成27年8月に農業委員会法が改正され、農業委員の定数が現行の半分程度となる一方、女性・青年を積極的に登用するよう明記されたことから、市町に対して女性の農業委員の選任に向けた働きかけを行います。農林水産業では、業務の特性により男女共同参画が十分進んでいない面があるため、家族経営協定締結の推進等により、男女が共に仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、6次産業化等の新しい取組を推進し、その中で女性の視点を積極的に生かすなど、女性が活躍できる場の積極的な確保等に取り組みます。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
女性委員が選任されている農業委員会の割合	（平成26年度） 96.6%	100%

施策の方向

1 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進め、参画を妨げる固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行の是正を促進します。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実するとともに、女性が果たしている役割を適正に評価して、経営や地域の方針決定の場への女性の参画の促進に向けた普及啓発を行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
女性委員が選任されている農業委員会の割合	（平成26年度） 96.6%	100%

施策

- (1) 地域社会において男女共同参画が実現できるように、地域の慣行の見直し、意識の醸成を促進するような普及啓発を実施します。
- (2) 「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発を行います。
- (3) 農山漁村におけるパートナーシップ指標に定められた家族経営協定締結農家数や農業委員への女性登用等の目標達成に向けて取組を進めます。また、農村・漁村女性アドバイザーの育成・支援を進めます。
- (4) 市町、関係団体に対して、女性の参画目標の策定を推奨するなど、方針決定の場への女性の登用が進むよう働きかけや支援を行います。
- (5) 女性が方針決定の場へ参画する意識を高めるとともに、経営能力の向上を図るための研修を行います。
- (6) 女性リーダーを育成するとともに、交流、連携、ネットワークづくり等の支援や相談体制の充実を図ります。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 地域における男女の固定的役割分担意識や慣習の見直しを促進するため、普及・啓発を行います。	環境生活部 農林水産部
イ 各農業委員会における女性農業委員の任用に向け、市町に対して働きかけを行います。（I-3）	環境生活部 農林水産部
ウ 「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、農山漁村の男女共同参画の推進に向けた啓発を行います。	農林水産部
エ 農業委員会や農業・漁業協同組合役員等に女性が参画するための意識啓発を行います。	農林水産部
オ 農業、漁業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けて、経営能力・生産技術等の向上を図る研修等を実施します。（III-II-2の再掲）	農林水産部
カ 農山漁村地域の女性リーダーとして農村・漁村女性アドバイザーを認定し、育成・支援を進めるとともに、その知識や技術が活用できる機会を提	農林水産部

供するよう努めます。(Ⅲ-Ⅱ-2の再掲)	
キ 農山漁村女性団体間の交流・連携を進め、女性の社会参画を共通的な問題として提起します。	農林水産部
ク 市町や商工団体等の関係団体に対し、方針決定の場への女性の参画が進むよう働きかけます。	環境生活部 雇用経済部

施策の方向

2 経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値 (平成32年度)
新たに農業経営計画を策定・実践する女性農業者数 (累計)	(平成26年度) 35人	60人

目標

目標項目	現状値	目標値 (平成32年度)
漁村女性アドバイザー等への研修会開催数	(平成26年度) 2回	2回

施策

- (1) 女性の参画機会の確保に配慮しながら、生産や経営に関する知識や技術についての研修を計画的に実施します。
- (2) 市町や関係団体に対し、技術・経営管理能力の向上等の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。
- (3) 団体等が実施する女性の技術・経営管理能力の向上等を図る取組を支援します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 農業、漁業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けて、経営能力・生産技術等の向上を図る研修等を実施します。(Ⅲ-Ⅱ-1)	農林水産部
イ 農山漁村地域の女性リーダーとして農村・漁村女性アドバイザーを認定し、育成・支援を進めるとともに、その知識や技術が活用できる機会を提供するよう努めます。(Ⅲ-Ⅱ-1)	農林水産部
ウ 商工団体の女性部等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。	雇用経済部
エ 関係団体に対し、生産や経営に関する技術向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。	雇用経済部

施策の方向

3 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備

男女がその働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備します。

また、男女が事業活動と家庭生活の両面において過重な負担を負うことがなく、無理なく多様な社会活動ができるように、環境整備を図ります。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
家族経営協定締結農家数	(平成26年度) 361戸	400戸

- ・ 家族経営協定を文書により締結している農家数

施策

- (1) 各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりがその働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の普及等必要な支援を行います。
- (2) 農林水産業、商工業等に携わる人々へ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が普及するよう啓発を行います。
- (3) 酪農ヘルパー制度などの労働力補完システムの利用促進を図ります。
- (4) 農林水産業、商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるため、家族経営協定の締結を推進します。	農林水産部
イ 適切な労働時間や休日の確保等就業環境を整備するため、酪農ヘルパー制度の利用を促進します。	農林水産部
ウ 農業・漁業協同組合、森林組合の正組合員の女性割合を把握し、自営業における家族従業者の経営への参画を促進していきます。	農林水産部
エ 農林水産業、商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努めます。	環境生活部
オ 農業および農村において6次産業化等による起業支援などの女性農業者の能力開発に取り組むとともに、男女ともに仕事と子育て等を両立できる環境を整備するための取組を進めます。	農林水産部

施策の方向

4 起業家等に対する支援

男女の起業等を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
女性起業数（年間販売額1千万円以上）	（平成26年度） 17経営体	22経営体

・ 農村女性による農林漁業関連の起業活動について、年間販売金額1千万円以上の経営体数

施策

- (1) 起業家に対する各種支援制度を充実するとともに、情報提供を行います。
- (2) 団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。
- (3) 起業をめざす人びとに対して、情報提供、研修機会を充実します。
- (4) 農林水産業に就こうとする人びとに対し、情報提供や職業体験の機会の提供を行うなど支援に努めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。	雇用経済部
イ 農山漁村の女性が6次産業化等で起業しやすいよう、研修会等を通じて取組事例や各種支援制度の紹介など情報提供を行います。	農林水産部
ウ 女性の活躍に向けた気運醸成と啓発のため、セミナー等を開催します。（I-6の再掲）	環境生活部
エ 農林水産業に就こうとする人びとに対し、情報提供や職業体験の機会の提供を行います。	農林水産部
オ 女性や企業OB、高齢者といった未就労人材が取り組む、個々の経験や能力、知識を活用した地域の課題を解決するコミュニティビジネス、ITや映像の活用による産業分類にない高付加価値なサービス業といったニュービジネスの創出を支援します。	雇用経済部

【基本施策】IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。また、地域づくりや防災、環境保全、観光振興等の地域活動にも、男女が共に参画するとともに、多様な主体の協働により、活動が進められています。

【家庭】

- ・ 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活を営んでいます。
- ・ 男女が、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

【働く場】

- ・ 男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が社会全体に浸透し、多様な働き方が選択できる職場環境が整っています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

家庭や地域における男女共同参画を推進するため、市町や企業、関係団体と連携し、男女共同参画フォーラムや各種セミナーを開催するとともに、企業・団体等のニーズに応じた研修の支援や情報発信等を行いました。また、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識が根強く残る男性を対象に、男性の育児参画を内容とした講座を開催するとともに、災害時に男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営ができる人材を育成するための講座など、時機に応じたテーマの講座を開催しました。

地域における子育てを支援するため、ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブの運営に係る経費の一部助成、低年齢児保育、延長保育等の多様な保育への支援を行うとともに、老人福祉施設等への支援や介護支援専門員への研修を行うなど介護サービスの環境充実に取り組みました。

しかし、平成27年度に実施した「県民意識と生活基礎調査」のなかで、家庭における家事等の役割分担や乳児・就学前の幼児の養育等について、前回調査に比べ徐々に女性の負担軽減が進んでいるとの結果は出ているものの、家庭や地域における男女共同参画は十分進んでいるとは言い難い状況にあります。

今後は、家庭や地域における役割やその負担が男女のいずれか一方に偏ることなく、必要な社会的支援を受けながら男女が協力してその責任を果たし、バランスのとれた生活をおくることができるよう、引き続き社会制度や慣行の見直しに向けた啓発等に取り組むとともに、保育サービスや介護サービスの充実が必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

家庭・地域における男女共同参画を進めるには、市町等との連携が不可欠であり、各種講座等の開催やパンフレット等による啓発・情報発信にあたっては、必要に応じて意見聴取や情報共有しながら実施するとともに、連携協働した取組ができるよう積極的に働きかけます。

子育てに関する相談や支援体制の充実を図るなどニーズに応じた多様な保育サービスの充実に努めます。また、介護保険制度の円滑な運営に向けた支援の取組を継続するとともに、認知症の人やその家族を支援するため、啓発や医療・介護の連携、地域での相談体制の整備など総合的な取組を進めま

す。

避難所における災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）への対応や女性への配慮をふまえた避難所運営マニュアル策定指針を県内各地域へ水平展開するとともに、地域で活躍できる女性防災人材の育成に取り組みます。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
自治会長の女性割合	（平成26年度） 3.1%	5.2%

地方自治法第260条の2第1項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（例：自治会、町内会等）の代表者に占める女性の割合

施策の方向

1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、それぞれの選択により、家庭、地域、職場などにおいてバランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
男女共同参画センターにおける「フレンテーク」等による研修等支援回数	（平成26年度） 27回	32回

施策

- (1) 労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しに合わせて、家庭や地域における生活の大切さについて、社会的気運を高めるため普及啓発を行います。
- (2) 子育て、介護、家事等の家庭における活動について、男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たす意識および社会全体でそれらを支援する意識を高めるため、普及啓発を行います。その際、男性の理解が促進されるよう工夫します。
また、学校教育、生涯学習を通じた普及啓発の取組を進めます。
- (3) 育児・介護休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度を活用するよう普及啓発を進めます。
- (4) 育児や介護等に関する各種サービスについての相談、情報提供を充実します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 家庭や地域における生活の大切さについて、フォーラムの開催、パンフレットの作成等を通じて普及・啓発を行います。	環境生活部
イ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（Ⅱ-1の再掲）	環境生活部
ウ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容、開催日時の設定、周知方法等を検討し、男性参加者の増加に向けた積極的な	環境生活部

取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。（Ⅱ-1の再掲）	
エ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。（第3章-7の再掲）	環境生活部
オ 企業経営者や人事労務担当者等を対象に、長時間労働の抑制や休暇の取得促進など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス推進のためのセミナーを開催します。（Ⅲ-I-5の再掲）	雇用経済部
カ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（Ⅳ-4の再掲）	環境生活部
キ 医療関係の専門職員が対応する小児夜間医療・健康電話相談を実施します。（Ⅳ-2の再掲）	健康福祉部
ク 総合教育センターの相談窓口で、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、子どもの心やからだの問題等にかかる教育相談に対応します。（Ⅳ-2の再掲）	教育委員会

施策の方向

2 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスの充実を支援します。

また、地域に密着した多目的に利用できる子育て支援施設の整備を促進します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎保育所の待機児童数	（平成26年度） 48人	0人

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎放課後児童クラブの待機児童数	（平成27年度） 86人	0人

施策

- （1）地域子育て支援拠点施設の育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルの育成活動を支援します。
- （2）電話による家庭教育・子育て・いじめ・子ども自身の悩み等についての相談体制を充実します。
- （3）家庭や地域の多様なニーズに対応できるよう、低年齢児保育、延長保育、一時保育（一時預り事業）、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を支援します。

- (4) 市町の放課後子どもプランによる放課後対策事業（放課後子ども教室や放課後児童クラブなどの取組）の推進のため、市町、関係者に対し支援を行います。
- (5) 地域における子育ての相互援助活動として行われるファミリー・サポート・センターの充実に支援します。
- (6) 地域における子ども・若者の豊かな成長を支援する活動を推進します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
ア 地域における子育て支援の中核となる地域子育て支援センターの運営を補助し、子育て家庭の交流、相談事業活動を行う市町を支援します。	健康福祉部
イ 親同士が子育てについての悩みや思いを語り合い、不安等を軽減できるようなワークショップの開催等を行います。（Ⅱ-3）	健康福祉部
ウ 医療関係の専門職員が対応する小児夜間医療・健康電話相談を実施します。（Ⅳ-1）	健康福祉部
エ 市町が行う子育て、児童相談について、その相談体制等を支援します。また、児童相談所は心理学的検査、精神医学上の判定など専門的な支援を行います。	健康福祉部
オ 市町が妊娠から出産・育児に至る切れ目のない母子保健サービスを実施できるよう、「健やか親子いきいきプランみえ」の取組みを通じ、市町の母子保健体制の整備に向けた支援を行います。（Ⅴ-Ⅰ-2の再掲）	健康福祉部
カ 児童の権利を守るため、児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。（Ⅴ-Ⅱ-1の再掲）	健康福祉部
キ 総合教育センターの相談窓口で、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、子どもの心やからだの問題等にかかる教育相談に対応します。（Ⅳ-1）	教育委員会
ク 障がいのある子どもたちへの支援が早期から行われ、学校間で支援情報が引き継がれるよう、早期からの一貫した支援体制を推進します。	教育委員会
ケ 幼稚園の教育時間終了後も園児が幼稚園内で過ごすことができる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対して、助成を行います。	健康福祉部
コ 子育てと仕事の両立支援のため、保育ニーズに対応する取組への支援を行います。（Ⅲ-Ⅰ-5）	健康福祉部
サ 仕事と家庭の両立支援および地域の子育て支援を目的とした、ファミリー・サポート・センターの機能の強化に向け市町への働きかけを行います。	健康福祉部
シ 子どもたちに放課後の適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童ク	健康福祉部

<p>ラブ」や「放課後子ども教室」を設置・運営する市町を支援します。 (Ⅲ-I-5)</p>	
<p>ス 「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動促進等により、地域社会や企業等で子どもの育ちを見守り、子育て等を支える人材の育成や取組の支援を進めます。</p>	健康福祉部
<p>セ 職場や地域社会の中で男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう普及啓発や人材の育成のほか、「※イクボスの推進」など企業等への働きかけを進めます。 ※「イクボス」とは。 子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートし合う職場環境づくりに取り組む上司のこゝと、及び管理職の配置にあたってそういう姿勢を重視する取組そのもの。(Ⅱ-4、Ⅲ-I-5)</p>	健康福祉部 環境生活部

施策の方向

3 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と円滑な運営が行われるよう支援するとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

目標

目標項目	現状値	目標値 (平成32年度)
◎介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数(入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数)	(平成26年度) 863人	0人

- ・ 県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数

目標

目標項目	現状値	目標値 (平成32年度)
◎特別養護老人ホーム(広域型、地域密着型およびショートステイの転換)施設整備定員数(累計)	(平成26年度) 9,643床	10,647床

施策

- (1) 介護保険制度、介護サービス、介護事業者のサービス内容、各種施設等の情報を積極的に提供します。
- (2) 介護サービスについての県民からの苦情・相談に的確に対応するとともに、市町が介護保険制度を円滑に運営できるように支援します。
- (3) 介護を必要とする高齢者が、住み慣れた家庭・地域で生活できるよう在宅サービスの充実を支援します。また、施設サービスを必要とする高齢者のニーズに対応するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備を支援します。
- (4) 一人ひとりの尊厳に配慮した介護が行われるなど、介護サービスの質の向上を図ります。そのため、専門職員の人材確保と研修の充実を支援します。

- (5) 市町に設置されている地域包括支援センターを中心に、介護予防の推進、高齢者やその家族への相談体制の整備などの取組が、地域全体で行えるよう支援します。
- (6) 総合的な認知症対策を推進します。

事業内容等	事業内容	担当部局
	ア 介護サービス事業者、介護保険施設等の情報を公表し、高齢者がよりよいサービスを選択できる環境づくりを進めます。(V-I-3)	健康福祉部
	イ 「三重県高齢者福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消を図るため、施設サービス等の基盤整備を進めます。 また、市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備を支援します。(V-I-3)	健康福祉部
	ウ 地域包括ケアを推進するため、その中核となる地域包括支援センターの機能強化を支援するとともに、在宅医療・介護連携や生活支援サービスの整備等の取組を支援します。	健康福祉部
	エ 介護保険の保険者である市町および広域連合が介護保険制度を円滑・安定的に運営できるよう支援します。	健康福祉部
	オ 三重県国民健康保険団体連合会等により、介護に対する苦情や相談に対応するとともに、苦情・事故発生時の対応マニュアルを活用して、市町が行う相談・苦情処理に対する支援を行います。	健康福祉部
	カ 家庭環境等の理由により自宅で生活が困難な高齢者のための軽費老人ホーム等の運営を支援します。	健康福祉部
	キ 介護支援専門員(ケアマネジャー)を養成するため、介護支援専門員実務研修受講試験および実務研修を実施します。	健康福祉部
	ク 介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員に対する研修を実施します。	健康福祉部
	ケ 利用者の視点に立った質の高い介護サービスを提供できる人材育成を進めます。	健康福祉部
	コ 地域における高齢者虐待の防止を支援するために市町職員等の研修および事例検討会等を実施します。	健康福祉部
	サ 要介護状態になることを予防するために、市町が行う介護予防の取組や生活支援等の地域支援事業を支援します。	健康福祉部
	シ 認知症の人やその家族を支援するため、認知症に対する啓発や、早期発	健康福祉部

<p>見・早期対応に向けた医療・介護の連携、地域での相談体制の整備など、総合的に取組みを進めます。</p> <p>ス 各障害保健福祉圏域において、就業・生活支援等の広域的な相談支援を実施するとともに、専門性の高い重症心身障害児（者）等の相談支援を行います。（V-I-3の再掲）</p>	<p>健康福祉部</p>
--	--------------

施策の方向

4 地域活動における男女共同参画の促進

地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動において、男女共同参画が促進されるよう努めます。また、NPO、ボランティア等の活動を支援します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
女性消防団員数	（平成27年度） 479人	500人

施策

- (1) 地域において住民や市町等と協働し、男女共同参画が促進されるよう普及啓発を行います。
- (2) 多様な主体が協働するとともに男女共同参画の視点を持って地域づくりが推進されるよう努めます。
- (3) 防災や観光振興等の活動において、男女共同参画の視点もふまえニーズ把握や方針決定が行われるなど、男女共同参画が促進されるよう努めます。
- (4) 男女が、多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーチェアの設置などソフト・ハード両面での環境整備を促進します。
- (5) NPO、ボランティア活動を一層活発化させるための情報提供、相談、地域のネットワークづくりへの支援、人材育成のための研修等を行います。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（II-1の再掲）	環境生活部
イ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。（第3章-7の再掲）	環境生活部
ウ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（I-5、II-3、IV-1、第3章-6、第3章-7）	環境生活部
エ 男女が多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーチェアの設置など、ソフト・ハード両面での環境整備を促進します。	環境生活部ほか全部局

<p>オ 住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。(I-5、II-3)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>カ 地域における男女共同参画を推進するため、県内各地域の県民と連携・協働し、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及を図ります。(I-5の再掲)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>キ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。(第3章-6、第3章-7)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ク みえ市民活動ボランティアセンターの機能の充実や市民活動に関する情報誌・ホームページの充実等により県民の主体的な社会参画活動の活発化、多種・多様化を支援・促進します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ケ 県民が、ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアコーディネーターの養成等を実施するボランティアセンター(県・市町)の活動を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>コ さまざまな主体によるネットワークづくりを推進し、これらの主体が中心となったユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。(V-I-3の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>サ ユニバーサルデザインに配慮された商業施設や公共施設などが安全・快適に利用されていることをめざします。(V-I-3の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>シ 男女共同参画の視点をふまえた地域づくりが推進されるよう、市町と連携しながらその取組を支援します。(I-5)</p>	<p>地域連携部</p>
<p>ス 男女がともに参画した自主的な防災活動の展開を支援し、地域における防災力の向上を図ります。(I-5)</p>	<p>防災対策部</p>
<p>セ 避難所における災害時要援護者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など)への対応や女性への配慮をふまえ改訂した、避難所運営マニュアル策定指針の県内各地域への水平展開を図ります。(I-5)</p>	<p>防災対策部</p>
<p>ソ 男女共同参画の視点をふまえ、多様な主体と連携しながら、観光振興施策を総合的、効果的に展開していきます。(I-5)</p>	<p>雇用経済部</p>

【基本施策】V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ 生涯にわたって健康で過ごすための支援、本人や家族が病気になったり介護が必要になったときの支援、生活上の困難に直面する人への支援およびその他の生活支援が充実しています。

【家庭】

- ・ 一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。

【働く場】

- ・ 働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

生涯を通じた健康づくりは、男女がいきいき暮らすために重要であることから「三重の健康づくり基本計画」に基づき、情報の提供や支援体制の整備を行うとともに、「地域の健康づくり研究会」の開催などを通じて、ソーシャルキャピタル（人々の信頼関係や結びつき）を活用した地域の健康づくりに取り組みました。

妊娠・出産や性に関する正しい知識の習得を目的としたライフプラン教育に取り組んだほか、「三重県不妊相談専門センター」において医療機関や治療についての電話相談を実施するとともに、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の費用の一部を助成しました。

高齢者や障がい者、ひとり親世帯、外国人住民等、生活上の困難を抱える人々が自立し、安心して生活できるよう、啓発・相談、情報提供、雇用促進や職業訓練機会の提供、バリアフリー化による環境整備を実施し、自立のための生活支援に取り組みました。

がん検診の受診を促すため、県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供と支援に取り組んだ結果、乳がん、子宮頸がん、大腸がんのいずれも検診受診率が向上しています。

こうした取組により、乳がん等の検診受診率が向上し、健康寿命も延びているものの、目標値には達しておらず、今後も受診率向上等に向けた取組が必要です。特に、乳がんと子宮頸がんは女性特有の疾病であることから、検診受診率の向上に向けた取組を進める必要があります。また、不妊や不育症に悩む夫婦に対する経済的な支援とともに、精神的な負担を軽減するための情報提供や相談体制の充実が必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

男女が身体的性差に応じた健康支援をライフステージごとに受けることができるよう取り組みます。また、子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校、家庭、地域等が連携して、健康教育を推進します。

全ての人々の人権が尊重され、安心して生活することができるよう、さまざまな困難を解消、軽減するための取組を進めます。生活困窮者への相談支援や就労準備支援、就労訓練等を実施するとともに、住居確保給付金の支援を行います。

さらに、近年関心が高まっている性的マイノリティに関して、当事者等が安心して暮らすことができるよう啓発、相談等に取り組みます。

基本施策の指標

目標項目	現状値		目標値（平成32年度）	
	（平成26年）		（平成31年）	
◎健康寿命	男性	78.0歳	男性	78.6歳
	女性	80.7歳	女性	81.1歳

- ・ 国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

施策の方向

1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供、支援を行います。

目標

目標項目	現状値		目標値（平成32年度）	
	（平成25年度）		（平成31年度）	
◎がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	乳がん	33.4%	乳がん	50.0%
	子宮頸がん	51.6%	子宮頸がん	50.0%
	大腸がん	30.0%	大腸がん	40.0%

- ・ 乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率（厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」）

施策

- (1) 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、市町や関係団体、NPO等との協働により、普及啓発、環境の整備などを推進します。
- (2) 就業者およびその家族の健康管理が促進されるよう取組を進めます。
- (3) 幼少期から老年期に至るまで、人生の各段階に応じたこころの健康づくりに関する取組を行います。また、自殺対策についても、進めます。
- (4) 県民の多様化したスポーツニーズに応え、誰もが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。
- (5) 性差に応じた的確な医療を受けることができるよう、情報提供や環境づくりを進めます。
- (6) 乳がん、子宮がん等の検診の受診促進、ワクチン接種による子宮頸がん予防対策の啓発等、女性の健康づくりを進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり基本計画に基づき、普及啓発、環境の整備などを市町や関係団体、NPO等との協働により推進するとともに、職場における健康づくりが推進されるよう、積極的な取組を行っている事業所を公表します。	健康福祉部
イ 市町、事業所、学校、NPO、医師会等の関係機関に対し、健康づくり活動の協働体制を確立するための働きかけを行います。	健康福祉部

ウ 健康づくりに関して、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めた「三重県健康づくり推進条例」に基づき、各種事業を展開します。	健康福祉部
エ 栄養、運動、たばこなど、身近な健康課題や歯と口の健康づくり、こころの健康づくりなどに対して、より効果的な事業を実施します。	健康福祉部
オ 健康的な食生活を確立するため、ライフステージに応じた食育を進めます。	健康福祉部
カ 各市町の地域特性や健康課題の把握に努め、生活習慣病予防に必要なデータの提供などを進めます。	健康福祉部
キ こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域全体でうつ・自殺予防対策を進めていくための体制を整備します。	健康福祉部
ク 県立学校の体育施設を開放し、スポーツの場を提供します。	教育委員会
ケ 県民が、地域の拠点施設等で、複数の種目からなる総合型地域スポーツクラブに参加し、活動できるよう、その創設や維持発展のために、指導者育成等の支援を行います。	地域連携部
コ 県民に幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践できる場を提供し、生涯にわたり健康でいきいきしたスポーツライフを実現できるよう、「みえスポーツフェスティバル」を開催します。	地域連携部
サ 女性アスリートが主体的に競技に取り組めるよう、相談窓口の開設や指導者を対象にした研修会の実施等の環境づくりを進めます。	地域連携部

施策の方向

2 性と生殖に関する健康支援の充実

性に関する正しい知識の教育、普及啓発を行うとともに、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう健康支援を充実します。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数	（平成27年度） 24市町	29市町

施策

(1) 家庭・地域の理解を得ながら、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識と理解を深めるための教育を実施します。

そのため、指導内容、方法等について教員に対する研修を充実します。

- (2) 避妊、性感染症に対する知識の普及など、性に関する正しい情報の普及啓発を進めるとともに、家庭・地域において性に関する健康の重要性について学習することができる機会の充実を図ります。
- (3) 安全安心な妊娠・出産を確保するため、母子保健サービスの充実を支援するとともに、周産期医療体制の充実を図ります。
- (4) 不妊による悩みを抱える男女に対して、相談をはじめとした支援を充実するとともに、医療機関や治療法を選択することができるよう情報を提供します。
- (5) 地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、産婦人科医師や小児科医師の確保など体制整備を促進します。また、産婦人科医師との連携を進めるなどして助産師の活用促進を図ります。

事業内容等	
事業内容	担当部局
ア 産婦人科医等の専門家を県立学校へ派遣し、生徒の発達段階をふまえた妊娠・出産の医学的知識等の習得にかかる指導の充実を図ります。	教育委員会
イ 子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校、家庭、地域等が連携して、健康教育を推進します。	教育委員会
ウ 妊娠から出産、乳幼児に至るまで継続的な支援ができるよう、医療および保健等関係機関の連携強化を図るとともに、周産期医療体制の整備を進めます。	健康福祉部
エ 市町が妊娠から出産・育児に至る切れ目のない母子保健サービスを実施できるよう、「健やか親子いきいきプランみえ」の取組を通じ、市町の母子保健体制の整備に向けた支援を行います。(IV-2)	健康福祉部
オ 不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において医療機関や治療についての情報提供や相談を行うとともに、「特定不妊治療費助成事業」等により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。	健康福祉部
カ ヘキ地等で勤務する医師および小児科、産婦人科など医師の不足・偏在解消に向けた取組を進めます。	健康福祉部
キ 医療機関等に勤務する看護師や助産師を確保するため、再就業の促進、病院内保育に対する支援、新卒の看護師等の定着促進等に取り組みます。	健康福祉部

施策の方向

3 自立のための生活支援

高齢者、母子・父子などのひとり親世帯、障がい者、外国人住民など、生活上の困難に直面する男女に対する支援を充実します。

また、高齢者、障がい者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進します。

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	（平成27年度） 97.9%	100%

目標		
目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎相談支援事業における支援件数 （障がい者の相談支援）	（平成26年度） 55,836人	60,757人

県が県内9圏域で実施する、就業・生活支援、児童療育相談事業及び専門性が高い、重症心身障がい児（者）相談支援、高次脳機能障がい者生活支援、自閉症・発達障がい者支援事業により支援を行った延件数

施策

- (1) 高齢者、障がい者、外国人住民等に対する就業支援を行います。
- (2) 高齢者、障がい者、外国人住民等に対し、生活支援のための相談事業を実施するとともに、市町やNPO等と連携しながら、それぞれに対する支援の充実に努めます。
- (3) 「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、母子・父子家庭に対し、就業支援や子育て支援、経済的支援などを実施します。また、これらの支援策の周知とともに、相談機能の充実に努め、ひとり親家庭等に対する総合的な生活支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を支援します。
- (4) 高齢者の安否確認のための市町や住民等の取組を支援、促進します。
- (5) ニート、引きこもり等困難な状況に置かれた若者の自立に向けた取組を推進します。
- (6) 高齢者等が悪質商法の被害を受けないよう消費生活に関する研修会の実施や情報提供などの被害防止対策を推進します。
- (7) 県内の官公庁施設や商業施設など、不特定多数の人が利用する公共的施設において、段差の解消や階段の手すり設置等のバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

事業内容等	事業内容	担当部局
ア	さまざまな主体によるネットワークづくりを推進し、これらの主体が中心となったユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。（IV-4）	健康福祉部
イ	ユニバーサルデザインに配慮された商業施設や公共施設などが安全・快適に利用されていることをめざします。（IV-4）	健康福祉部
ウ	既存県営住宅の床段差解消など福祉型改善を行います。	県土整備部
エ	各地域庁舎以外の県有施設についても、既存県有施設バリアフリー対策指針に基づき対策を実施します。	県土整備部
オ	県立学校の施設について、時代のニーズに合ったバリアフリー化などの改修工事を行います。	教育委員会

カ	住宅のバリアフリー化等を促進するため、バリアフリー分野のアドバイザーを養成し人財バンクに登録することや情報提供を行います。	県土整備部
キ	高齢者向け、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅について、民間事業者や市町に対して働きかけ等を行い、居住水準の向上をめざした公的住宅の供給を促進します。	県土整備部
ク	元気な高齢者が地域社会における支え合いや生活支援サービスの担い手として活躍できるよう、地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめとする高齢者団体を支援します。	健康福祉部
ケ	介護サービス事業者、介護保険施設等の情報を公表し、高齢者がよりよいサービスを選択できる環境づくりを進めます。(IV-3の再掲)	健康福祉部
コ	「三重県高齢者福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消を図るため、施設サービス等の基盤整備を進めます。 また、市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備を支援します。(IV-3の再掲)	健康福祉部
サ	高齢者がスムーズに就労できるよう、就職面接会などを開催します。	雇用経済部
シ	補装具の修理・交付、給付等を実施する市町に助成します。	健康福祉部
ス	在宅の障がい児(者)に居宅生活支援(ホームヘルプ、児童デイサービス、短期入所)を実施する市町に対し、補助を行います。	健康福祉部
セ	重症心身障がい児(者)に日常生活動作、運動機能訓練、療育を行い、運動機能等の低下を防止し、在宅の福祉の増進を図ります。	健康福祉部
ソ	グループホームの設置を促進し、障がい者が地域で生活ができるように環境整備を図ります。	健康福祉部
タ	心身障がい児のための通園事業を実施し、日常生活における基本動作の指導および集団生活への適応訓練等を行い、自立に向けた支援を行います。	健康福祉部
チ	障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、個別の指導計画等の作成と活用及び円滑な支援情報の引継ぎを行います。	教育委員会
ツ	障がい者等の就職を促進するため、就業を目的とした職業訓練を民間企業等への委託実施により、職業訓練機会を提供します。	雇用経済部
テ	障がい者を対象にOA事務等に関する職業訓練を実施し、就業を支援します。	雇用経済部
ト	各障害保健福祉圏域において、就業・生活支援等の広域的な相談支援を実施するとともに、専門性の高い重症心身障害児(者)等の相談支援を行	健康福祉部

<p>います。(IV-3)</p>	
<p>ナ 障がい者の就労を支援すべく就労サポート事業、県庁舎における職場実習事業、共同受注窓口事業、社会的事業所事業を行います。</p>	健康福祉部
<p>ニ 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所等を整備することにより、一般就労を希望する障がい者を支援します。</p>	健康福祉部
<p>ヌ 特別支援学校の生徒が企業就労できるよう、一人ひとりのキャリアをもとに、生徒本人の適性と職種のマッチングを図り、関係機関、企業等と連携して、業務内容を支援方法とともに企業に提案する職場開拓を行います。</p>	教育委員会
<p>ネ ひきこもりの予防や長期化の防止に向け、相談体制の充実、合同研修会の開催などにより関係機関との連携を強化します。</p>	健康福祉部
<p>ノ 就職等の自立に課題をかかえる若者無業者に対してNPO等の支援機関と連携して包括的な支援を行います。</p>	雇用経済部
<p>ハ 母子・父子自立支援員を設置し、母子家庭の母および寡婦等に対し、身上相談に応じ、自立に必要な支援を行います。また、父子家庭に対しても必要な支援を行います。</p>	健康福祉部
<p>ヒ 母子家庭・父子家庭および寡婦が安定した生活を営むことができるように、必要な資金の貸付や相談等による支援を行うとともに、就労支援対策を実施し、自立の促進を図ります。</p>	健康福祉部
<p>フ 一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭、父子家庭または寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護および保育等を行います。</p>	健康福祉部
<p>ヘ 児童養護施設入所児童に対し、児童相談所と施設が協議しながら自立支援の視点に立った指導の充実を図ります。</p>	健康福祉部
<p>ホ 児童養護施設、母子生活支援施設等に心理療法職員を配置し、入所児童等の心のケアを行います。</p>	健康福祉部
<p>マ 「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、母子・父子家庭に対する相談支援体制、医療費の助成などの経済的支援策、養育費の確保策等の総合的な生活支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を支援します。</p>	健康福祉部
<p>ミ 県営住宅の入居抽選にあたって、母子・父子世帯、DV被害者、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。(V-II-2)</p>	県土整備部
<p>ム 多言語による相談窓口の設置、医療通訳の育成のための研修の実施、災害時の外国人住民等への支援体制の整備、消費者被害防止のための研修会の開催等、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援を、市町や各種団体等と連携を図りながら進めます。</p>	環境生活部

<p>メ 外国籍DV被害者に対し、通訳を確保し迅速な相談支援を行います。 (V-II-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>モ 消費生活に関する研修会の実施や情報提供により、高齢者等の悪質商法による被害の防止対策を進めます。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ヤ 性的マイノリティの人びとが安心して暮らすことができるための啓発、相談等を行います。(II-1)</p>	<p>環境生活部ほか 関係部局</p>
<p>ユ 三重県生活相談支援センターにおいて、生活困窮者への相談支援を行います。また、就労が見込まれる者については、就労準備支援事業、就労訓練事業を実施するなど、生活困窮者の就労支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ヨ 住居を喪失した、もしくは喪失するおそれのある生活困窮者であり、収入・資産など一定の要件を満たす者について、住居確保給付金の支給を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ラ 高齢者や障がい者をはじめ、全ての人々が安心して三重県内を旅行していただくため、パーソナルバリアフリー基準の考え方にに基づき、観光施設等のバリアに関する情報を充実し、提供していきます。</p>	<p>雇用経済部</p>

【基本施策】V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会】

- ・ DVをはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が浸透しています。また、防止、相談、保護、支援体制が整備されています。

【家庭】

- ・ 家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。

【働く場】

- ・ セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向け、セミナーやシンポジウムの開催、DV相談先カードの作成・配置やデートDV防止パンフレットの配布等を市町や関係機関と連携しながら行いました。また、関係機関相互の情報共有や連携強化のため、「配偶者からの暴力防止等連絡会議」や「地域配偶者暴力防止会議」を開催するとともに、相談員や担当者の資質向上のための研修会、心理専門職員や医師による被害者の相談等支援を行いました。

セクハラやパワハラ、性犯罪・性暴力、ストーカー等の女性に対するあらゆる暴力と人権侵害を防止するため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に県内24か所で街頭啓発を実施し、基本施策の目標値を達成しました。

しかし、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」が平成24年度に高校生等を対象に実施したアンケート結果によると、交際経験のある高校生等の約4人に1人がデートDVの被害経験があったことから、若年層に対する啓発の充実とともに、教職員に対する一層の理解の促進に向けた取組が必要です。

近年、DV被害の相談件数が高止まりの傾向にあることや、平成27年度に実施した「県民意識と生活基礎調査」では、DV被害者のうち「だれにも相談・連絡していない人」の割合が、前回調査より5.3ポイント増加するなど、引き続きDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発等の取組が必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

DV、デートDVをはじめとしたあらゆる暴力の防止やセクシャル・ハラスメントの排除等に向けて、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに、性暴力・性犯罪を含めたDV被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

性犯罪・性暴力の被害者が相談しやすい総合的な支援体制（ワンストップ支援センター）において、関係機関や団体等と連携した相談、支援を行うことにより、被害者の心身の健康の回復を図ります。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	（平成26年度） —	61団体

施策の方向

1 関係機関の連携による支援体制等の整備

DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない意識の浸透を図るため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、意識啓発を行い相談支援制度・体制の周知を図り、被害の潜在化を防ぐとともに、相談支援体制を充実し、関係機関の連携強化等により、切れ目のない被害者支援を進めます。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
配偶者からの暴力防止等連絡会議等の情報交換の場	（平成26年度） 1回	3回

施策

- (1) 性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握するため、調査を実施します。
- (2) 男女共同参画、人権尊重についての意識の普及と教育の推進を図るとともに、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するため、周知・啓発を行います。
- (3) 各種広報手段を活用し、相談窓口や支援制度の広報を行い、被害者等に対する情報提供を充実します。
- (4) 関係機関相互の連携組織を通じて、発見、通報のための環境づくり、相談、援助体制の強化を図ります。
- (5) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、被害者やその家族に対する支援、援助を実施します。
- (6) 相談機関および関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。
- (7) 被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。
- (8) 加害者更生プログラムについて、再発防止のため、国等における調査研究状況の把握に努め、有効性を勘案し、施策への反映を検討します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 調査等を実施し、性別に基づく暴力や性的いやがらせの現状について把握します。	環境生活部
イ 女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法職員等により専門的な技術支援を行います。また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。（V-II-2の再掲）	健康福祉部
ウ DV被害に対応するため、女性相談所や各福祉事務所へ女性相談員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行うとともに、資質向上のためのDV専門研修を行います。（V-II-2の再掲）	健康福祉部
エ 女性相談所に配置されている精神科医師・心理判定職員等により、医学的診断やカウンセリングを実施します。（V-II-2の再掲）	健康福祉部

<p>オ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関する電話相談・面接相談等を実施します。（V-Ⅱ-2、V-Ⅱ-3）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>カ 各福祉事務所に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。（V-Ⅱ-2の再掲）</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>キ 配偶者暴力相談支援センターの設置など、市町におけるDV対策が促進されるよう、会議、研修等を実施することにより市町を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ク 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」について、関係機関と連携のうえ、推進していきます。（V-Ⅱ-2の再掲）</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ケ 三重県犯罪被害者支援連絡協議会の活性化を図るなど、相談機関相互の連携、強化に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>コ 犯罪被害者支援のための民間支援団体「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」と連携し、被害者やその家族に対する支援、援助業務を展開するとともに、各種講習会、研修会を通じて関係機関・団体との意見交換を実施します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>サ 相談や支援に携わる職員の能力向上を図るため、職場における研修を充実させるとともに、各種研修会等への参加を促進し、専門知識・技術の修得に努めます。また、相談対応時における二次被害の防止に向け、人権擁護機関と密接な連携を図りながら、研修の充実に努めます。</p>	<p>健康福祉部 環境生活部 警察本部</p>
<p>シ 「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」、「人権週間（12月4日～12月10日）」や「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）」をはじめ、さまざまな機会を通じた広報・啓発活動を行います。</p>	<p>健康福祉部 環境生活部 警察本部</p>
<p>ス 各種広報誌やポスター、パンフレット等をはじめ、さまざまな媒体を活用して相談窓口の利用促進や各種支援制度に関する情報提供を行います。</p>	<p>健康福祉部 環境生活部</p>
<p>セ 女性に対する暴力防止セミナー等の開催を通じて、DV、デートDVをはじめとするあらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、許されないものであるという意識の浸透を図るとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。（V-Ⅱ-2の再掲）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ソ 県警だより、ミニ広報誌等の警察広報媒体のほか、各種広報媒体を活用し、相談窓口の紹介や利用促進、各種支援制度に関する情報提供など県民への広報・啓発活動を行います。</p>	<p>警察本部</p>
<p>タ 自分の現在の状況がDV被害にあっていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。（V-Ⅱ-2の再掲）</p>	<p>環境生活部</p>

<p>チ 若年男女間の暴力（いわゆるデートDV）防止に向け、教職員が正しい知識を習得する機会を設けるとともに、児童生徒に対する意識啓発を行います。（V-Ⅱ-2の再掲）</p>	<p>健康福祉部 教育委員会</p>
<p>ツ 人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、三重県人権センターを中心に、県民人権講座の開催や啓発資料の提供など、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を展開します。（Ⅱ-1の再掲）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>テ 地域におけるあらゆる活動が、人権の視点をベースとして展開されていくよう、地域が主体となって「人権が尊重されるまちづくり」活動を支援します。（Ⅱ-1の再掲）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ト 三重県人権センターにおいて人権相談を実施するとともに、人権相談ネットワーク会議を設け、人権相談に係る意見、情報の交換や連絡調整などの連携を図ります。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ナ 人権に配慮した相談対応ができるよう民間相談機関相談員および行政相談機関相談員が互いに交流する機会を設けるとともに、スキルアップを図るための研修会を開催し、地域住民の身近な人権相談に対応できるよう、人権相談体制の充実を図ります。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ニ 被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。</p>	<p>警察本部</p>
<p>ヌ 加害者更生プログラムについて、国や他都道府県の状況把握に努めます。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ネ DVと児童虐待との関連を重視し、被害者および子どもの最善の利益のため、女性相談所と児童相談所の連携をより強化することにより、総合的な支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ノ 児童の権利を守るため、児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。（Ⅳ-2）</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ハ 各市町に要保護児童・DV対策協議会を設置し、子どもへの支援体制の整備・強化を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>ヒ 「少年相談110番」をはじめとした少年相談活動を推進するほか、関係機関・団体と連携し、児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する支援を行います。</p>	<p>警察本部</p>

施策の方向

2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV防止法、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づいて、保健

・福祉・医療・警察等関係機関の連携を図り、市町をはじめとした各地域におけるDV対策の促進に向け支援を行いながら、総合的な取組を進めます。

また、一時保護委託等の被害者の保護体制、その後の心理的支援をはじめとする自立支援のための体制づくりを進めます。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	（平成27年度） 45.8%	50.8%

施策

- (1) 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、相談や心理的支援、被害者およびその家族の一時保護、情報提供、通訳体制などの機能を充実させるとともに、総合的な調整機能を強化します。
- (2) 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、警察、医療機関、市町等関係機関相互の通報連絡体制を強化し、被害者の安全確保を図りながら、必要に応じて一時保護、施設入所等の支援、加害者対応を行います。
- (3) 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、福祉事務所、児童相談センターなど関係機関相互の連携を強化し、DVと児童虐待の関連性をふまえた総合的な対応を実施するとともに、被害者等の自立支援を行います。
- (4) 市町における取組が促進され、DVの未然防止や被害者保護、自立等の支援に、多様な主体が取り組み、連携を図りながら、地域におけるDV対策が充実されるよう支援します。
- (5) 相談機関の相互の調整を図りながら、研修、情報交換等を行い、各相談窓口の機能強化につなげます。
- (6) 被害者の保護・支援等を行うNPO等の民間団体と十分な連携を図り、多様な被害者支援の枠組みを構築するシステムづくりを行います。
- (7) 関係機関と連携しつつ、若年層における「デートDV」の相談体制の整備を進めるとともに、その防止および将来的なDVの未然防止に向けて、若年層を対象としたDVを予防するための啓発等を進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法職員等により専門的な技術支援を行います。また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。（V-II-1）	健康福祉部
イ 女性相談所に配置されている精神科医師・心理判定職員等により、医学的診断やカウンセリングを実施します。（V-II-1、V-II-4）	健康福祉部
ウ 配偶者による暴力の被害者など緊急に保護を要する女性を一時保護し、身柄の安全を確保します。	健康福祉部
エ DV被害に対応するため、女性相談所や各福祉事務所へ女性相談員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行うとともに、資質向上のためのDV専門研修を行います。（V-II-1、V-II-4）	健康福祉部

<p>オ 外国籍DV被害者に対し、通訳を確保し迅速な相談支援を行います。 (V-I-3)</p>	健康福祉部
<p>カ DV被害者の住居確保に向けた支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援などの自立支援を行います。また、被害者がおかれている状況に応じて、生活保護制度や福祉貸付資金等の各種自立支援施策の適切な運用を行います。</p>	健康福祉部
<p>キ 各福祉事務所に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。(V-II-1)</p>	健康福祉部
<p>ク 県営住宅の入居抽選にあたって、母子・父子世帯、DV被害者、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。(V-I-3の再掲)</p>	県土整備部
<p>ケ 「配偶者からの暴力防止等連絡会議」等の場において、保護命令等に関する情報交換を実施します。</p>	警察本部
<p>コ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関する電話相談・面接相談等を実施します。(V-II-1の再掲)</p>	環境生活部
<p>サ 三重県人権センターにおいて、人権問題に係る電話相談、面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を行います。(V-II-3)</p>	環境生活部
<p>シ 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」について、関係機関と連携のうえ、推進していきます。(V-II-1)</p>	健康福祉部
<p>ス 女性に対する暴力防止セミナー等の開催を通じて、DV、デートDVをはじめとするあらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、許されないものであるという意識の浸透を図るとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。(V-II-1)</p>	環境生活部
<p>セ 自分の現在の状況がDV被害に遭っていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。(V-II-1、第3章-7)</p>	環境生活部
<p>ソ 若年男女間の暴力(いわゆるデートDV)防止に向け、教職員が正しい知識を習得する機会を設けるとともに、児童生徒に対する意識啓発を行います。(V-II-1)</p>	健康福祉部 教育委員会
<p>タ 各種広報媒体(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等)を通じ、DV被害の届出の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。(V-II-4)</p>	警察本部

施策の方向

3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止等の対策を促進します。

目標

目標項目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの認知度	マタハラ 65.3% パタハラ 18.9%	マタハラ 83.2% パタハラ 37.7%

施策

- (1) セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について普及啓発を行います。
- (2) 事業者等に対して、男女雇用機会均等法の趣旨に基づく実効性のある対応を講じるよう、関係機関との連携を図りながら、相談、啓発を行います。
- (3) 行政機関や学校等教育機関において、セクシャル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを進めます。
- (4) 地域等、雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントについての相談および支援体制を充実します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法など労働法規についての周知・啓発などを行うとともに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止等に努めます。(Ⅲ-I-2の再掲)	環境生活部 雇用経済部
イ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関する電話相談、面接相談等を実施します。(V-II-1の再掲)	環境生活部
ウ 三重県人権センターにおいて、人権問題に係る電話相談、面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を行います。(V-II-2の再掲)	環境生活部
エ 労働者や使用者から寄せられるさまざまな労働相談に対応するため、相談窓口を設置し、アドバイスをを行います。(Ⅲ-I-4の再掲)	雇用経済部
オ セクシュアル・ハラスメントを防止するために、インターネットを活用した研修(ネットDE研修)などにより、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを行います。	教育委員会
カ 総合教育センターにおいて、児童生徒や教職員を対象としたセクシュアル・ハラスメントに関する教育相談を行います。	教育委員会
キ セクシュアル・ハラスメント等のない快適な職場を確保するため、防止に関する研修会を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知に努め、	総務部

相談員等による相談・助言を行います。(第3章-1の再掲)	
ク セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境、教育環境づくりの必要性と防止について各学校へ周知徹底するとともに、相談窓口を設置し、その周知を図ります。(第3章-1の再掲)	教育委員会

施策の方向

4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等に対する取組を推進します。

目標

目標項目	現状値	目標値(平成32年度)
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数(累計)	(平成26年度) —	61団体

施策

- (1) 行政、学校、家庭、地域や関係団体が連携を強化し、有害な環境から青少年を守るための取組を、地域社会全体で一層推進します。
- (2) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとした関係機関との連携を図り、社会全体での被害者支援について意識啓発を図りながら、防止対策の普及を進めるとともに、被害者の相談支援体制の整備を進めます。
- (3) 「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を進めます。
- (4) 児童買春、児童ポルノ事犯等の被害防止および取締りを徹底するとともに、被害児童の保護や支援を行います。
- (5) 売買春防止についての普及啓発活動を推進するとともに、相談等の支援を行います。また、必要に応じ保護を行うとともに、指導や就職の援助などを行うことにより、更生、自立を支援します。
- (6) 性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等についての取締りを徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮しつつ、相談・保護に努めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 三重県青少年健全育成条例に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めます。	健康福祉部
イ DV被害に対応するため、女性相談所や各福祉事務所へ女性相談員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行うとともに、資質向上のためのDV専門研修を行います。(V-Ⅱ-2の再掲)	健康福祉部
ウ 女性相談所に配置されている精神科医師・心理判定職員等により、医学	健康福祉部

<p>的診断やカウンセリングを実施します。(V-II-2の再掲)</p>	
<p>エ 犯罪被害者支援および安全相談を担当する警察職員の対応能力の向上を図るなど体制の充実に努めます。</p>	警察本部
<p>オ 警察署等に「女性被害捜査員」および「被害者支援要員」を配置し、性犯罪被害に悩む女性被害者からの電話又は面接相談に応じ、心のケア等に努めるとともに、被害者心情に配慮した捜査・支援活動を推進します。</p>	警察本部
<p>カ 性犯罪被害による妊娠や性感染症等に対して不安を抱える被害者等に対して、適切な対処方法等に関する情報提供を行うとともに、警察と連携して被害者のケアに当たることができる警察医の紹介、女性警察官による病院への随行等を行い、被害者の動揺を和らげ、不安や悩みの払拭をサポートします。</p>	警察本部
<p>キ 各種広報媒体(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等)を通じ、ストーカー被害の届出の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。(V-II-2の再掲)</p>	警察本部
<p>ク 安全な公共空間を確保するため、関係機関・団体等と連携し、街頭防犯カメラや防犯灯など、犯罪抑止インフラの整備・拡充を図ります。</p>	警察本部
<p>ケ 関係行政機関との人身取引問題に係る情報交換、施策についての協議等を実施し、効果的かつ円滑な施策の推進を図るとともに、人身取引被害者の保護及びそのブローカー等の取締りを推進します。</p>	警察本部
<p>コ 売春防止法に基づき、福祉制度の情報提供や相談助言を行うとともに、婦人保護施設への入所決定等により自立に向けた支援を行います。</p>	健康福祉部
<p>サ 児童買春事犯を誘引する出会い系サイト等の有害環境からの被害防止を図るほか、少年の福祉や心身に有害な影響を与える犯罪に対する取締りを推進します。</p>	警察本部
<p>シ 性犯罪・性暴力の被害者が相談しやすい総合的な支援体制(ワンストップ支援センター)において、関係機関や団体等と連携した相談、支援を行うことにより、被害者の心身の健康の回復を図ります。</p>	健康福祉部 環境生活部 警察本部

第3章 計画の推進

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針**【第一期実施計画の総括】**

第2次基本計画を着実に推進するため、第一期実施計画を策定し指標や目標、具体的な事業を定めて取組を進めるとともに、各施策の実施状況を「三重県男女共同参画年次報告」として取りまとめ公表しました。また、各施策の取組状況については、三重県男女共同参画審議会による聴き取り調査を行い進捗管理と評価等を行いました。

庁内の推進組織である三重県男女共同参画推進会議等を通じ、三重県男女共同参画審議会からの提言・評価や県の附属機関における委員の男女構成比等について説明し、今後の取組を依頼しました。また、今後の計画策定や男女共同参画施策の参考とするため、平成27年度「県民意識と生活基礎調査」やe-モニター（電子アンケート）による意識調査を行いました。

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、県民のニーズに応じた啓発事業等を実施するとともに、市町に対しては必要な情報や研修機会の提供を行った結果、県内全市町において男女共同参画に関する計画が策定されました。

男女共同参画社会の実現のためには、健康・福祉、教育・文化、産業、防災、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取組が必要ですが、男女共同参画の視点が反映されていない分野もあることから、引き続き関係部局と連携しながら取り組む必要があります。また、地域における男女共同参画を促進するため、市町や企業等への働きかけとともに連携・支援が必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

第2次基本計画及び第二期実施計画に基づく男女共同参画に関する施策を総合的に推進していきます。各施策の実施状況については、「三重県男女共同参画年次報告」としてまとめ公表するとともに、三重県男女共同参画審議会による評価等を行います。

三重県男女共同参画審議会からの提言・評価等については、庁内推進組織を通じて関係部局に周知するなど、県の各施策が男女共同参画の視点で推進されるよう取り組みます。

また、三重県における男女共同参画を推進する拠点である三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と密に連携しながら、県民のニーズや社会情勢に対応した情報発信・研修・相談等を実施するとともに、市町等への働きかけを行います。

施策の方向**1 県の推進体制の充実と率先実行**

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

さらに、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

施策

- (1) 知事を議長とする庁内推進組織の三重県男女共同参画推進会議を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) 各部局において男女共同参画を重要な課題としてとらえ、男女共同参画に関する施策の進行管理等を行います。
- (3) 県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って各種施策の策定・実施にあたるため、体系的な研修を充実します。

- (4) 女性職員の登用、職域拡大等を進めます。
- (5) 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取組の推進を図り、育児・介護休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度を活用しやすい環境整備を進めるとともに、多様な勤務形態等の導入について検討を進めます。
- (6) セクシュアル・ハラスメント等について、外部委託した相談窓口などの周知に努めるとともに、防止のための研修を実施します。

事業内容等	事業内容	担当部局
	ア 知事を議長とする「男女共同参画推進会議」をはじめとする庁内推進組織を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。	環境生活部ほか全部局
	イ 「男女共同参画推進会議幹事会」を通じて、三重県男女共同参画審議会からの評価・提言を関係部局に周知するとともに、施策への反映を図ります。	環境生活部ほか全部局
	ウ 県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められ、総合行政による実効性のある取組が展開されるよう、理念の浸透を図ります。	環境生活部
	エ 県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められるよう、県職員に対し、男女共同参画に関する研修の機会を提供するなど、意識の普及を継続的に行います。	環境生活部
	オ 人づくり基本方針に基づき、組織全体でより積極的に職員に働きかけるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。(Ⅰ-2の再掲)	全部局
	カ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にかかる特定事業主行動計画に基づき、管理職に占める女性職員の割合を高める方針を明確にし、取組の実施状況等について公表します。(Ⅰ-2)	総務部 教育委員会
	キ 職員採用試験受験者に女性が増えるよう、採用試験の広報に際しては女性を対象とした情報提供を継続的に行います。(Ⅰ-2の再掲)	人事委員会
	ク 女性職員が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進めます。(Ⅰ-2の再掲)	全部局
	ケ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進のため、県が率先して、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。(Ⅲ-Ⅰ-5の再掲)	総務部ほか全部局
	コ 次世代育成支援対策推進法にかかる特定事業主行動計画に基づき、男性の育児参画の推進や育児に関する休業制度等を取得しやすい職場環境の整備等を進めます。(Ⅰ-2、Ⅲ-Ⅰ-4)	総務部 教育委員会
	サ 男性職員の育児参画を促すため、各種制度の周知や男性が育児に積極的に参画する意識の醸成を図るとともに、職場における環境づくりに努めま	全部局

す。	
シ 職員のワーク・ライフ・バランスの確立に向けた取組の推進をはじめ、特定事業主行動計画「第三期次世代育成支援行動計画」を計画的かつ着実に推進することで、次世代育成支援の重要性について職員の意識付けを図るとともに、育児等の支援制度の活用を促進し、仕事と育児の両立を支援するなど、職場環境の整備を図ります。	警察本部
ス セクシュアル・ハラスメント等のない快適な職場を確保するため、防止に関する研修会を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知に努め、相談員等による相談・助言を行います。(V-II-3)	総務部
セ セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境、教育環境づくりの必要性と防止について各学校へ周知徹底するとともに、相談窓口を設置し、その周知を図ります。(V-II-3)	教育委員会
ソ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にかかる特定事業主行動計画に基づき、女性警察官に占める女性の幹部警察官の割合を高める方針を明確にし、取組の実施状況等について公表します。(I-2)	警察本部

施策の方向

2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施

第2次男女共同参画基本計画の着実な推進を図るため、実施計画を策定します。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するため、施策の実施状況について、三重県男女共同参画審議会による評価を行うとともに、進捗状況について、年次報告書を作成し公表します。

施策

- (1) 施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、その計画的な推進を図るため、期間を定めて実施計画を策定します。
- (2) 男女共同参画に関する施策の実施状況や効果について、三重県男女共同参画審議会による外部的視点からの評価を行います。
- (3) 評価の結果を県民に公表するとともに、今後の施策に反映させます。
- (4) 男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにするため、三重県男女共同参画年次報告を作成し、公表します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までを計画期間とする第二期実施計画に基づく施策を着実に実施するため、進行管理に努めます。	環境生活部
イ 第2次男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況、審議会による評価・提言等を盛り込んだ「三重県男女共同参画年次報告」を作成し、公表します。	環境生活部

<p>ウ 男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、自己評価を実施するとともに、「三重県男女共同参画審議会」による評価・提言を実施します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>エ 三重県男女共同参画審議会による評価・提言について、取組方針を作成するとともに、実施機関等へ周知徹底を図り、実施機関と連携しながら、今後の施策に反映します。</p>	<p>環境生活部</p>

施策の方向

3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

施策

- (1) 男女共同参画に関する県民の意識や生活について、定期的に調査し、調査結果を公表します。
- (2) 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>ア 「みえ県民意識調査」等により、男女共同参画に関する県民の意識等について調査します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>イ 女性の社会参画に関する支援策を効果的に進めるため、ニーズを把握するとともに、成功事例等の情報を総合サイト等で提供します。(I-6)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>ウ 調査・研究事業を実施するとともに、教材等を開発・提供します。(第3章-7の再掲)</p>	<p>環境生活部</p>
<p>エ 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集・整理し、多様な媒体・手法を活用して県民等に提供します。</p>	<p>環境生活部</p>
<p>オ 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。(II-6の再掲)</p>	<p>環境生活部</p>

施策の方向

4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

施策

- (1) 男女共同参画に関する県の施策について、相談・苦情窓口を明確にし、適切な対応を行います。
- (2) 県民からの男女共同参画に関するさまざまな相談に応じる体制や機能について、充実するとともに相談員の資質向上を図ります。

事業内容等	事業内容	担当部局
	ア 男女共同参画に関する相談、苦情等について、環境生活部および男女共同参画センター「フレンテみえ」等において適切な対応を行います。	環境生活部
	イ ライフステージで生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。また、専門相談として、弁護士等による相談を実施します。 (第3章-7の再掲)	環境生活部
	ウ 県における男女共同参画に関するさまざまな相談・苦情に対応する体制について点検、検討し、相談員の能力向上などを図るとともに、県民への広報に努めます。	環境生活部
	エ 県民の声相談室や各地域防災総合事務所等の相談窓口において、県民の皆さんからの意見や苦情等をお聴きするとともに、適切な対応ができるよう意見・苦情等を職員間で共有します。	戦略企画部

施策の方向

5 市町との協働

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町と協働するとともに、情報提供、研修機会の提供などの支援を行います。

施策

- (1) 県と市町との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組みます。
- (2) 男女共同参画に関する施策の充実および推進体制の整備について、市町に働きかけます。
- (3) 市町の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推進、条例や計画策定等に対する支援を行います。

事業内容等	事業内容	担当部局
	ア 市町に対して、県における男女共同参画の現状や施策について情報を提供するとともに、市町における取組を男女共同参画センター「フレンテみえ」の情報誌「Frente」やホームページ等を活用して紹介します。	環境生活部
	イ 情報の共有を図るため、市町担当者会議等を開催します。また、市町の	環境生活部

男女共同参画担当職員等を対象に、研修会を開催します。	
ウ 市町が円滑に事業展開できるように、ノウハウの提供や事業企画・運営相談、協働事業の実施などにより、市町の取組への支援を行います。(第3章-7の再掲)	環境生活部
エ 市町による住民等を対象とした講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を活用し、市町の積極的な取組への支援を行います。	環境生活部
オ 市町の主体性に配慮しつつ、事業展開の方向、条例・計画の策定、講座・啓発等、男女共同参画に関するさまざまな情報提供や講師派遣等の支援を行うとともに、県の持つノウハウの共有を図ります。	環境生活部
カ 市町における男女共同参画施策を促進するための、条例制定や基本計画改定に向けた気運の醸成、取組の支援を行います。(I-3の再掲)	環境生活部

施策の方向

6 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携

県内各地で男女共同参画への取組が行われるよう、県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

施策

- (1) 県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動と相互の連携を支援します。
- (2) 県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携を強化し、協働で事業を実施します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。(IV-4の再掲)	環境生活部
イ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(IV-4の再掲)	環境生活部
ウ 男女共同参画を含む全ての分野のNPO活動(ボランティア・市民活動)についての情報の受発信を行い、市民活動が活性化するための側面的支援を行っていきます。	環境生活部
エ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考える事業を開催します。(II-1の再掲)	環境生活部

施策の方向

7 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

男女共同参画を進める拠点として、情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流等、男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能を充実します。

施策

- (1) 男女共同参画センターの役割、事業について検討を行い、県内全域を対象としたセンター機能を充実します。
- (2) 情報コーナーを充実するとともに、ホームページ、広報誌等多様なメディアを利用した情報提供を進めます。
- (3) 県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修・講座を実施します。
- (4) NPO、各種団体、グループ等の活動を支援するとともに、交流機会や場の提供などネットワークづくりを支援します。
- (5) 男女共同参画に関する調査研究を充実するとともに、NPO、各種団体等が行う調査研究活動を支援します。
- (6) 相談事業の充実と各種相談機関との連携強化を進めます。
- (7) NPO、各種団体、企業、グループとの協働を進めるとともに、国、市町、関係機関との連携を強化します。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 先進的な取組を進める男女共同参画支援施設等の事業内容、運営手法等を調査研究します。	環境生活部
イ 情報コーナーやホームページの充実、情報誌「Frente」の発行、ウェルカムセミナーの実施など情報提供機能を強化します。(Ⅱ-1)	環境生活部
ウ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との協働により、男女共同参画について考える事業を開催します。(Ⅱ-1の再掲)	環境生活部
エ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容、開催日時の設定、周知方法等を検討し、男性参加者の増加に向けた積極的な取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。(Ⅱ-1の再掲)	環境生活部
オ 6月を男女共同参画強調月間と定め、重点的に男女共同参画を啓発するため、さまざまな事業を実施します。(Ⅱ-1)	環境生活部
カ 男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。(Ⅱ-3、Ⅳ-1、Ⅳ-4)	環境生活部
キ 各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすい配慮を行います。(Ⅱ-3の再掲)	環境生活部ほか全部局

ク 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(IV-4の再掲)	環境生活部
ケ 個人、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動を支援するため、登録団体等への情報提供、活動の場の提供等の支援を行うとともに、登録制度のPRに努めます。	環境生活部
コ 県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の多様な主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。(IV-4の再掲)	環境生活部
サ 調査・研究事業を実施するとともに、教材等を開発・提供します。(第3章-3)	環境生活部
シ 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。(II-6の再掲)	環境生活部
ス ライフステージで生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。また、専門相談として、弁護士等による相談を実施します。(第3章-4)	環境生活部
セ 自分の現在の状況がDV被害に遭っていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。(V-II-2の再掲)	環境生活部
ソ 相談者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるように、相談員等に対する研修を実施します。	環境生活部
タ 男女共同参画月間事業や男女共同参画フォーラムなど各種事業の企画・運営に携わる企画運営サポーターを養成します。(II-3)	環境生活部
チ 市町が円滑に事業展開できるように、ノウハウの提供や事業企画・運営相談、協働事業の実施などにより、市町の取組への支援を行います。(第3章-5)	環境生活部
ツ 女性の活躍・輝きで、県内経済および地域の活力を一層高めるため、女性活躍の気運を醸成し、女性が活躍できる環境整備に向けた啓発を進めます。(III-I-1の再掲)	環境生活部

施策の方向

8 社会参画への支援の推進

あらゆる分野における男女の社会参画について、啓発を進めるとともに支援します。

施策

- (1) 社会参画への支援を総合的に推進するため、支援に関する総合的なサイトによる情報提供、関係機関との連携によるサービス提供等を行います。
- (2) 商工関係団体、市町、国の機関等と連携し、社会参画についての啓発および支援を進めます。
- (3) 県民と連携・協働し、地域での女性の社会参画への支援を進めます。

事業内容等

事業内容	担当部局
ア 地域における男女共同参画を推進するため、県内各地域の県民と連携・協働し、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及を図ります。 (I-5の再掲)	環境生活部

第二期実施計画における指標および目標一覧

◎は「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」における目標項目

第2章 施策の方向、施策および実施事業

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の割合	（平成27年度） 26.5%	30.0%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
県の審議会等における女性委員の割合	（平成28年2月） 31.6%	40.0%
県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合	（平成28年2月） 61.2%	66.7%
県の審議会等において女性委員が選任されていない審議会等の数	（平成28年2月） 4	0
管理職への女性職員登用率	（平成27年4月1日） 8.7%	（平成32年4月1日） 10.0%
本庁知事部局における管理職への女性職員登用率	（平成27年4月1日） 8.0%	（平成32年4月1日） 30.0%
審議会等において女性委員の割合を高める取組を進めている市町の割合	（平成27年度） 8市町	29市町
「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」を行った企業・団体数（累計）	（平成26年度） 14団体	47団体
「男女共同参画」を掲げているNPO法人数	（平成27年度） 92法人	101法人
◎あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	（平成27年度） 39.4%	49.4%

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	（平成26年度） 292人 94.0%	386人 100%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	（平成26年度） 292人 94.0%	386人 100%

男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	(平成26年度) 74.9%	80%
教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合	(平成26年度) 95.5%	100%
◎県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合	(平成26年度) 38.6%	100%
男女共同参画センターの講座等への新規参加率	(平成26年度) 56.0%	61.0%
男女共同参画センターにおける事業者向け講座等の情報発信回数	(平成26年度) 5回	10回以上
メディアへの情報提供数	(平成26年度) 88件	113件
◎多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	(平成27年度) 29.1%	34.1%

Ⅲ 働く場における男女共同参画の推進

Ⅲ-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値 (平成32年度)
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数 (累計)	(平成26年度) 14団体	337団体

施策の方向の目標項目	現状値	目標値 (平成32年度)
男女共同参画センターの「フレンテーク」等による事業者に対する研修等支援回数	(平成27年度) 10回	15回
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数 (累計)	(平成26年度) 14団体	337団体
◎職業訓練入校者の就職率	(平成26年度) 76.9%	81.5%
◎多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	(平成26年度) 48.5%	55.0%
◎女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ企業の割合	(平成26年度) 86.0%	90.0%
◎ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合	(平成26年度) 36.8%	65.0%

Ⅲ-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値 (平成32年度)
女性委員が選任されている農業委員会の割合	(平成26年度) 96.6%	100%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値 (平成32年度)
女性委員が選任されている農業委員会の割合	(平成26年度) 96.6%	100%
新たに農業経営計画を策定・実践する女性農業者数 (累計)	(平成26年度) 35人	60人
漁村女性アドバイザー等への研修会開催数	(平成26年度) 2回	2回
家族経営協定締結農家数	(平成26年度) 361戸	400戸
女性起業数 (年間販売額1千万円以上)	(平成26年度) 17経営体	22経営体

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値 (平成32年度)
自治会長の女性割合	(平成26年度) 3.1%	5.2%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値 (平成32年度)
男女共同参画センターにおける「フレネットーク」等による研修等支援回数	(平成26年度) 27回	32回
◎保育所の待機児童数	(平成26年度) 48人	0人
◎放課後児童クラブの待機児童数	(平成27年度) 86人	0人
◎介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数(入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数)	(平成26年度) 863人	0人
◎特別養護老人ホーム(広域型、地域密着型)およびショートステイの転換)施設整備定員数(累計)	(平成26年度) 9,643床	10,647床
女性消防団員数	(平成27年度) 479人	500人

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	現状値	目標値 (平成32年度)
◎健康寿命	(平成26年)	(平成31年)
	男性 78.0歳	男性 78.6歳
	女性 80.7歳	女性 81.1歳

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
◎がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	（平成25年度） 乳がん 33.4% 子宮頸がん51.6% 大腸がん 30.0%	（平成31年度） 乳がん 50.0% 子宮頸がん50.0% 大腸がん 40.0%
◎妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数	（平成27年度） 24市町	29市町
◎多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	（平成27年度） 97.9%	100%
◎相談支援事業における支援件数（障がい者の相談支援）	（平成26年度） 55,836人	60,757人

V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値（平成32年度）
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	（平成26年度） —	61団体

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
配偶者からの暴力防止等連絡会議等の情報交換の場	（平成26年度） 1回	3回
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	（平成27年度） 45.8%	50.8%
マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの認知度	（平成27年度） マタハラ 65.3% パタハラ 18.9%	マタハラ83.2% パタハラ37.7%
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	（平成26年度） —	61団体

参 考 デ ー タ

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

項目		現状値	資料出所
県議会議員数		(平成27年度) 51人 (男45、女6)	2015. 4. 30現在
県行政委員会委員数 ☆1		(平成26年度) 68人 (男55、女13)	2014. 4. 1現在
県の審議会等における委員数		(平成27年度) 1,150人 (男761、女389)	2015. 4. 1現在 男女共同参画・NPO課調べ
県の審議会等における女性委員の割合		(平成27年度) 33.8%	2015. 4. 1現在 男女共同参画・NPO課調べ
人材育成に関する達成度		— ※平成27年度から新算定 方法	人事課調べ
県職員採用者数		(平成27年度) 89人 (男55、女34)	2015. 4. 1現在 人事課調べ
県職員職員数 (知事部局)		(平成27年度) 4,490人 (男3,449、女1,041)	2015. 4. 1現在人事課調べ
県教員採用者数	小学校	(平成27年度) 225人 (男84、女141)	2015. 4. 1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
	中学校	(平成27年度) 136人 (男75、女61)	
	県立学校	(平成27年度) 84人 (男46、女38)	
小学校	教員数	(平成27年度) 5,561人 (男2,253、女3,308)	2015. 5. 1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
	管理職の女性割合 ☆2	(平成27年度) 20.3% (男606、女154)	2015. 5. 1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
中学校	教員数	(平成27年度) 3,094人 (男1,847、女1,247)	2015. 5. 1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
	管理職の女性割合 ☆3	(平成27年度) 7.9% (男290、女25)	2015. 5. 1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ

県立学校	教員数	(平成27年度) 3,449人 (男2,167、女1,282)	2015.5.1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
	管理職の女性割合 ☆4	(平成27年度) 9.4% (男154、女16)	2015.5.1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
県教育委員会	職員数	(平成27年度) 266人 (男200、女66)	2015.4.1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
	管理職の女性割合 ☆5	(平成27年度) 12.1% (男29、女4)	2015.4.1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
県立学校	事務職員数(司書 除く)	(平成27年度) 260人 (男156、女104)	2015.5.1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
	管理職の女性割合 ☆6	(平成27年度) 18.6% (男57、女13)	2015.5.1現在 教育委員会事務局教職員課 調べ
市町議会議員数		(平成26年度) 534人 (男463、女71)	2014.4.1現在 男女共同参画・NPO課調べ
市町行政委員会委員数 ☆7		(平成26年度) 1,235人 (男1,071、女164)	2014.4.1現在 男女共同参画・NPO課調べ
市町	審議会等の女性委 員割合	(平成26年度) 24.8% (男6,475、女2,132)	2014.4.1現在 男女共同参画・NPO課調べ
	管理職の女性割合 ☆8	(平成26年度) 18.3% (男2,385、女536)	2014.4.1現在 男女共同参画・NPO課調べ
民生委員数		(平成27年度) 4,065人 (男1,650、女2,415)	2015.4.1現在 地域福祉課調べ

- ☆1 地方自治法第180条の5に規定する県の各種委員会の委員数
☆2～4 小学校(中学校・県立学校)の教員のうち、校長、教頭の女性教員の割合
☆5 教育委員会事務局職員のうち、課長以上の女性職員の割合
☆6 県立学校職員のうち、事務長の女性職員の割合
☆7 地方自治法第180条の5に規定する市町の各種委員会の委員数
☆8 市町職員のうち、課長級以上の女性職員の割合

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

項目	現状値	資料出所
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合 ☆1	(平成26年度) 31.4%	人権課調べ
人権施策を推進するための基本計画等を策定した市町の割合	(平成26年度) 93.1%	人権課調べ
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合 ☆2	(平成26年度) 65.5%	教育委員会事務局人権教育課調べ
「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合 ☆3	(平成26年度) 87.4%	教育委員会事務局人権教育課調べ
インターネットを活用した「ネットDE研修」における男女共同参画に関する研修への教員参加者数	(平成26年度) 938人	2015.5.31現在 教育委員会事務局研修推進課調べ
青年海外協力隊員数(派遣中) ☆4	(平成26年度) 27人 (男11、女16)	2015.3.31現在 JICA青年海外協力隊事務局調べ
LGBTなど性的マイノリティの人権に係わる教育を実施する県立学校の割合	(平成26年度) 4.8%	教育委員会事務局人権教育課調べ

☆1 e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合

☆2 子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムや全ての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している公立小中学校および県立学校の割合

☆3 学校や地域において、校区住民を対象に人権意識を高める活動(フェスティバル等の体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動)に取り組む「人権教育推進協議会」の割合

☆4 ODAにより、途上国の発展を支援するため、派遣されている青年海外協力隊員の三重県出身者数

III 働く場における男女共同参画の推進

III-1 雇用等の分野における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
所定内給与額 ☆1	(平成26年度) 男319千円、女225千円	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
平均勤続年数	(平成26年度) 男14.3年、女9.5年	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
県が実施する公共職業訓練への入校者数	(平成26年度) 768人 (男210、女558)	2015.3.31現在 雇用対策課調べ

女性を管理職等に登用している企業の割合（役員を除く） ☆2	(平成26年度) 20.3%	雇用対策課「三重県内事業所労働条件等実態調査」
パートタイマーを雇用している県内事業所の割合	(平成26年度) 72.6%	雇用対策課「三重県内事業所労働条件等実態調査」
法定を上回る育児休業期間の規定を定めている県内事業所の割合	(平成26年度) 28.9%	雇用対策課「三重県内事業所労働条件等実態調査」
法定を上回る介護休業期間の規定を定めている県内事業所の割合	(平成26年度) 17.4%	雇用対策課「三重県内事業所労働条件等実態調査」
セクシュアル・ハラスメント相談件数	(平成26年度) 218件	三重労働局調べ
女性の大活躍推進三重県協議会員・企業団体数	(平成27年12月14日) 246件	2015.12.14現在 男女共同参画・NPO課調べ
女性の大活躍推進三重県協議 自主宣言企業団体数	(平成27年12月14日) 46件	2015.12.14現在 男女共同参画・NPO課調べ

☆1 きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの

☆2 女性を管理職（管理監督者として裁量権を有する）に登用している企業等の割合。

Ⅲ-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
新規就農（業）数 ☆1	(平成26年度) 135人	担い手育成課調べ
農業就業人口（販売農家）	(平成27年度) 33,894人 〔男17,985人〕 〔女15,909人〕	農林水産省「農（林）業センサス結果」（第1報）
農業協同組合個人正組合員数（女性割合）	(平成26年度) 17.0%	担い手育成課調べ
漁業協同組合正組合員数（女性割合）	(平成26年度) 9.1%	水産経営課調べ水産庁「水産業協同組合統計表」
森林組合正組合員数（女性割合）	平成25年度) 8.4%	森林・林業経営課調べ林野庁「森林組合統計」

農業大学校在学学生数 ☆2	(平成26年度) 52人 (男39、女13)	担い手育成課調べ
酪農ヘルパー利用酪農家率 ☆3	(平成26年度) 59.6%	担い手育成課調べ

☆1 県内で農業へ就業した45才未満の人の数

☆2 農業大学校養成科在学学生数

☆3 酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する酪農ヘルパーを利用した割合

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
幼保連携型認定こども園数	(平成27年度) 5施設	子育て支援課調べ
保育所(認可)数	(平成27年度) 419か所(43,372人)	子育て支援課調べ
延長保育実施保育所数(市町数)	(平成26年度) 180か所(20市町)	子育て支援課調べ
病児・病後児保育実施市町数(広域利用、ファミリーサポート・センター対応を含む)	(平成26年度) 22市町	子育て支援課調べ
一時預かり事業を実施する保育所・認定こども園数(市町数)	(平成26年度) 補助75か所(15市町)	子育て支援課調べ
小学校区における放課後児童対策(児童クラブ、子ども教室)の実施率 ☆1	(平成26年度) 330校区、88.0%	子育て支援課調べ
高齢者夫婦のみの世帯数	(平成22年度) 68,189世帯	総務省「国勢調査」
高齢者単身世帯数	(平成22年度) 62,804世帯 (男16,589、女46,215)	総務省「国勢調査」
高齢者の人数と割合	(平成22年度) 447,103人、24.1% (男192,186、女254,917)	総務省「国勢調査」
高齢者のいる世帯数と割合	(平成22年度) 291,235世帯、41.4%	総務省「国勢調査」
特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計) ☆2	(平成26年度) 15,165床	長寿介護課調べ
地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数 ☆3	(平成26年度) 1,647人	長寿介護課調べ

認知症サポーター数（累計） ☆4	(平成26年度) 108,069人	長寿介護課調べ
主任ケアマネジャー登録数 ☆5	(平成26年度) 825人	長寿介護課調べ
おもいやり駐車場の登録施設数	(平成26年度) 1,961施設	地域福祉課調べ
さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数 ☆6	(平成26年度) 106件	地域福祉課調べ
商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計） ☆7	(平成26年度) 2,612施設	地域福祉課調べ
ボランティア登録をしている県民の割合 ☆8	(平成26年度) 3.6%	地域福祉課調べ
就労支援を行う生活困窮者の人数 ☆9	(平成27年度) 320人 (見込み)	地域福祉課調べ

- ☆1 県内の全小学校区のうち、放課後児童クラブまたは放課後子ども教室事業に取り組んでいる小学校区の割合
- ☆2 特別養護老人ホーム（広域型：定員30人以上）および介護老人保健施設の整備定員数
- ☆3 高齢者が地域社会を担う一員として行う取組を支援する「長寿社会活動・地域交流推進事業」研修会の参加者数
- ☆4 認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーター数
- ☆5 ケアマネジャーに対する指導的役割等を担う主任ケアマネジャー登録数
- ☆6 ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの課題に取り組んだ事例数
- ☆7 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数
- ☆8 県の人口に対する県・市町ボランティアセンターに登録している県民の割合（三重県社会福祉協議会調べ）
- ☆9 生活困窮者の相談窓口（自立相談支援機関）において把握された生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で就労支援を行った人数

V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組
V-1 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

項目	現状値	資料出所
周産期死亡率（出生千対） ☆1	(平成26年) 4.4人	厚生労働省 「人口動態統計」
人工妊娠中絶件数	(平成26年度) 2,339件 (うち20歳未満217件)	厚生労働省衛生行政報告例（H26年度は子育て支援課 概数確定は12月）
健康増進計画を策定している市町数 ☆2	(平成26年度) 21市町	健康づくり課調べ

乳児死亡率（出生千対）	（平成26年） 2.0人	厚生労働省 「人口動態統計」
自殺者数	（平成26年） 310人 （男203、女107）	厚生労働省 「人口動態統計」
自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数 ☆3	（平成26年度） 9地域	健康づくり課調べ
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計） ☆4	（平成26年度） 1,410人	障がい福祉課調べ
一般就労へ移行した障がい者数 ☆5	（平成26年度） 344人	障がい福祉課調べ
ひとり親世帯数	（平成22年度） 10,911世帯 （母子9,578、父子1,333）	総務省「国勢調査」
母子・父子自立支援員相談件数 ☆6	（平成26年度） 8,416件	子育て支援課調べ
母子父子寡婦福祉資金貸付件数 ☆7	（平成26年度） 451件	子育て支援課調べ
ひとり親家庭等介護人派遣日数 ☆8	（平成26年度） 197日	子育て支援課調べ
消費生活講座受講者者数 ☆9	（平成26年度） 2,792人	交通安全・消費生活課調べ

☆1 妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡の合計

☆2 「健康増進法」において策定に努めることとされている市町村健康増進計画を、県の策定している健康増進計画と連携して策定している市町数

☆3 自殺対策の推進のために、各地域（保健所単位）でネットワーク組織を設置している地域数（県全体で9地域）

☆4 グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数

☆5 障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて、一般就労した障がい者数

☆6 母子家庭および寡婦等に対し母子自立支援員が相談指導を行った件数

☆7 母子および寡婦福祉資金貸付件数（新規および継続）

☆8 母子・寡婦および父子家庭が介護人の派遣を受けた述べ日数

☆9 県が実施する「出前講座」「青少年講座」等の受講者数

V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

項目		現状値	資料出所
DV相談件数	女性相談所等	(平成26年度) 1,012件	女性相談所調べ
	男女共同参画センター	(平成26年度) 257件	男女共同参画センター調べ
	警察本部	(平成26年) 683件	警察本部調べ
DV被害者保護実施件数		(平成26年度) 68件	女性相談所調べ
DV防止法に基づく命令件数 ☆1		(平成26年度) 39件	男女共同参画・NPO課調べ
ストーカー事案の把握数		(平成26年) 360件	警察本部調べ
警察本部における各種被害相談窓口の活用実績		(平成26年) 1,157件	警察本部調べ
警察学校等における被害者支援に関する職員教養受講者数		(平成26年度) 473人	警察本部調べ

☆1 「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」(いわゆるDV防止法)に基づいて、接近禁止命令又は退去命令がなされた件数

第3章 計画の推進

項目	現状値	資料出所
男性職員の育児休業取得者数 (部分休業を含む・知事部局)	(平成26年度) 18人	人事課調べ
男性職員の育児休業取得者数 (部分休業を含む・教育委員会事務局および県立学校)	(平成26年度) 4人	教育委員会事務局教職員課調べ
男女共同参画センター「フレンテみえ」 における相談件数	(平成26年度) 2,076件	男女共同参画・NPO課調べ
男女共同参画都市宣言実施市町数 ☆1	(平成26年度) 7	(2015.4.1現在) 男女共同参画・NPO課調べ
「男女共同参画」を掲げているNPO(ボランティア団体・市民活動団体等)の数 ☆2	(平成26年度) 187団体	男女共同参画・NPO課調べ

☆1 国との共催で宣言を行った市町、および独自に宣言を行った市町の数(市町村合併で宣言を引き継いだ場合も含む)

☆2 県が地域の市民活動センターとも連携して把握している県内のNPOで、活動分野に「男女共同参画」を掲げているNPOの数

その他

項目		現状値	資料出所
年齢3区分別人口		(平成22年度) 0～15歳未満 253千人 (13.7%) 15歳～64歳 1,142千人 (62.0%) 65歳以上 447千人 (24.3%)	総務省「国勢調査」
出生数		(平成26年) 13,727人	厚生労働省 「人口動態統計」
合計特殊出生率 ☆1		(平成26年) 1.45	厚生労働省 「人口動態統計」
1世帯当たりの人数		(平成22年度) 2.59人	総務省「国勢調査」
婚姻件数 (人口千対)		(平成26年度) 8,555件 (4.8)	厚生労働省 「人口動態統計」
離婚件数 (人口千対)		(平成26年度) 3,098件 (1.73)	厚生労働省 「人口動態統計」
平均初婚年齢		(平成26年度) 夫30.5歳、妻28.7歳	厚生労働省 「人口動態統計」
未婚率	25～29歳	(平成22年度) 男67.8% 女54.7%	総務省「国勢調査」
	30～34歳	男43.1% 女28.9%	
	35～39歳	男31.1% 女17.9%	
高校進学率		(平成26年度) 男95.8%、女96.0%	文部科学省 「学校基本調査」
短大進学率		(平成26年度) 男1.4%、女10.3%	文部科学省 「学校基本調査」
大学進学率		(平成26年度) 男48.0%、女42.5%	文部科学省 「学校基本調査」

☆1 一人の女性が生涯の間に平均何人の子どもを産むかの推計値

三重県 環境生活部 男女共同参画・NPO課
住所 三重県津市広明町13番地（〒514-8570）
電話 059-224-2225
FAX 059-224-3069
E-mail iris@pref.mie.jp

三重県多文化共生社会づくり指針

～異なる文化的背景を生かして一緒に築く地域社会をめざして～

《 最 終 案 》

平成 28 年 3 月

三 重 県

はじめに

本県の外国人住民は、戦前から居住する在日韓国・朝鮮人などの人びととその子孫に加え、「出入国管理及び難民認定法」の改正や、技能実習制度が創設されたことが契機となり、南米出身者を中心とする日系外国人やアジア出身の外国人が急増しました。

同様な動きは全国的に見られ、2006（平成 18）年 3 月に総務省「地域における多文化共生推進プランについて」において、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう通知されました。これを受けて、三重県においても「三重県国際化推進指針」を策定し、多文化共生の推進に取り組んできました。

本県の外国人住民数は 2008（平成 20）年をピークに、経済状況の悪化に伴い減少を続けていましたが、2014（平成 26）年には 6 年ぶりに増加し、2015（平成 27）年 12 月末現在 41,625 人、県内総人口に占める外国人住民の割合は 2.25% となっています。外国人住民数は、減少していましたが、永住者として在留する外国人住民は増加し続け、永住者・定住者・特別永住者等は合わせて約 75% で定住傾向は顕著になっています。

一方で、人口減少および少子高齢化は深刻であり、急激な人口減少とそれに伴う地域の活力の低下が懸念されています。

こうした外国人住民の定住化や日本社会の変化を受けて、県内の外国人住民には、「労働力」だけではなく、地域の担い手としての活躍が期待されます。

2015（平成 27）年度末で現行の指針の計画期間が終了することから、県内の外国人住民を取り巻く環境の変化をふまえた新たな視点と、「三重県国際化推進指針」の成果をふまえ、新たに「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定することとしました。

目 次

はじめに

(基本理念)

第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

- 1 外国人住民を取り巻く現状 1
 - (1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けての多文化共生社会
 - (2) 三重県の外国人住民
- 2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像 6
- 3 新たな指針の策定と計画期間 7
 - (1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定
 - (2) 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の主な成果と残された課題
 - (3) 新指針の計画期間

第Ⅱ章 一緒に築く地域社会をめざして

- 1 「多文化共生」の強みを生かすための視点 10
- 2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向 11
 - (1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
 - (2) 情報や学習機会の提供
 - ①外国人住民への多様な情報提供
 - ②文化の違いや多様性を学び合う機会の提供
 - ③多言語による地域の魅力の発信
 - (3) 基盤となる安全で安心な生活への支援
 - (4) 展開に不可欠なさまざまな主体との連携
- 3 推進に向けての評価と検証 13
 - (1) 目標値の設定による進捗管理
 - (2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

(行動計画)

第Ⅲ章 多文化共生の社会づくりに向けた施策の展開

- 1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用 15
- 2 情報や学習機会の提供 16
- 3 基盤となる安全で安心な生活への支援 20
- 4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携 23

(参考資料)

※ 「多文化共生社会」とは、グローバル化の進展の中で、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いている社会を指すものとします。

※ 「外国人住民」という言葉は、本来外国籍の住民を意味しますが、この指針では、日本への帰化等により日本国籍を取得した外国人やその家族等、文化的背景やルーツが外国にある人びとも含むものとします。

※ 年の表示は、西暦を基本として、和暦を併記しています。

第Ⅰ章 指針の基本的な考え方

1 外国人住民を取り巻く現状

(1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けての多文化共生社会

グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化しつつあり、先行きが不透明な社会に移行しています。

そうした中で、2015（平成27）年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015「一未来への投資・生産性革命一」では、「外国人材の活用」として、高度外国人材の受入れ促進のための取組強化や、留学生のさらなる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化、IT・観光等の「専門的・技術的分野」における外国人材の活躍促進等に取り組むこととしています。

また、2016（平成28）年に三重県で開催する伊勢志摩サミットや、2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、日本社会において外国人住民に対する意識が変わることで、外国人住民が地域の担い手となることに対する期待が高まるものと考えられます。

さらに、企業の社会貢献活動やNPOの役割の増大など市民社会の成熟により、さまざまな主体による多様な活動が進められるようになってきました。

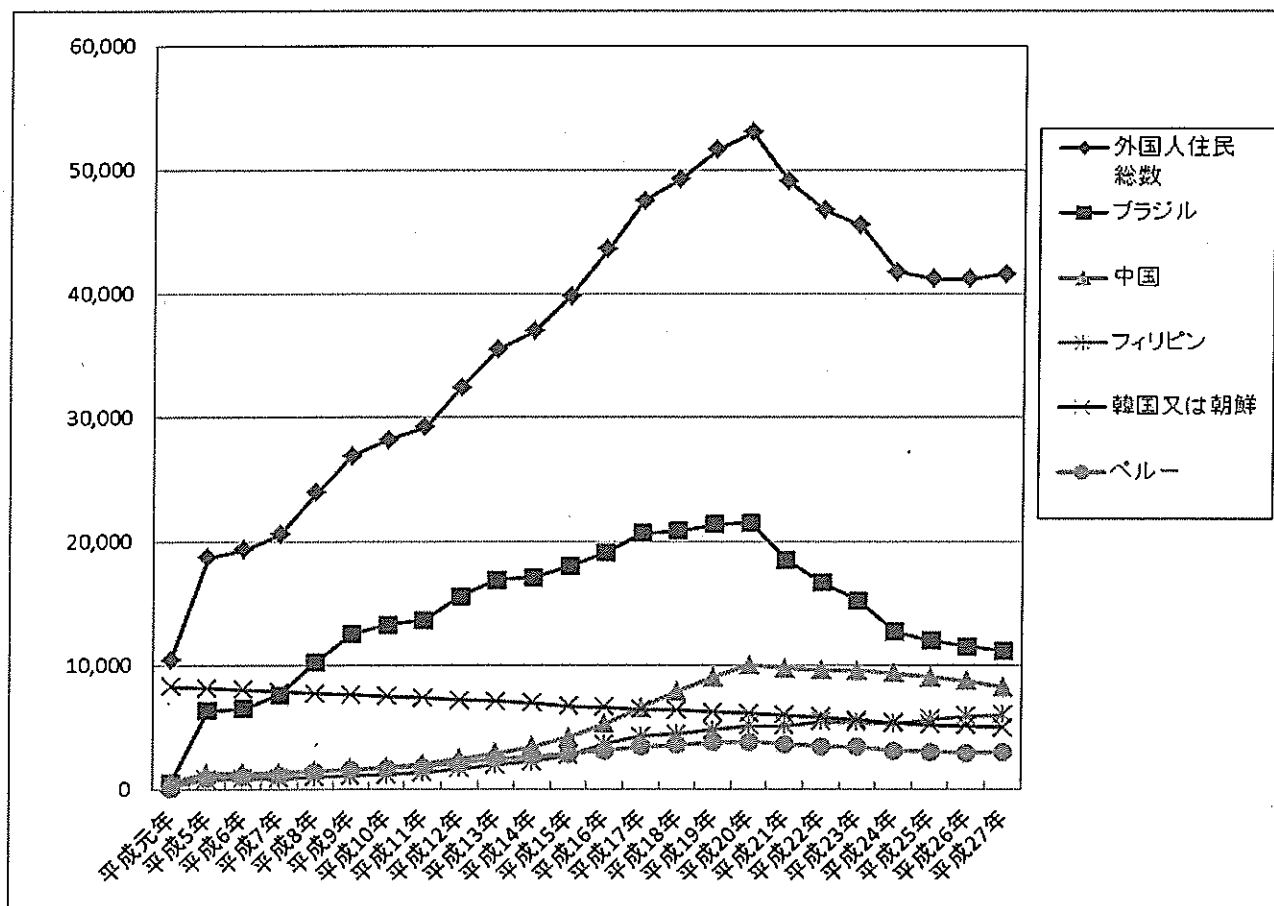
一方、日本の人口減少および少子高齢化問題は深刻であり、地域社会における急激な人口減少や、それに伴う地域の活力の低下が懸念されています。

このような状況の中、さまざまな国の多様な職種の外国人が日本に在住し働くことが見込まれ、外国人住民が持つ異なる視点が、新たな地域の活力となったり、新商品の開発等に貢献したりすると考えられますが、そうした視点の重要性が、社会ではまだ十分に認識されているとは言えません。また、外国人に対する理解が進んでいると思われる反面、ヘイトスピーチと呼ばれる特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的なデモ活動等、依然として外国人に対する偏見や差別等が存在し、誤解や偏見が払しょくされているとは言えない状況も見受けられます。

(2) 三重県の外国人住民

県内の外国人住民数は、2008（平成 20）年をピークに減少していましたが、2015（平成 27）年末には 41,625 人と 2 年連続で増加しました。県内総人口に占める外国人住民の割合は 2.25% で、全国的にも高い割合です。国籍別住民数では、1996（平成 8）年以降ブラジルが最も多いですが、2008（平成 20）年以降は減少しています。一方、フィリピンを中心に東南アジア諸国は増加を続けています（図 1）。

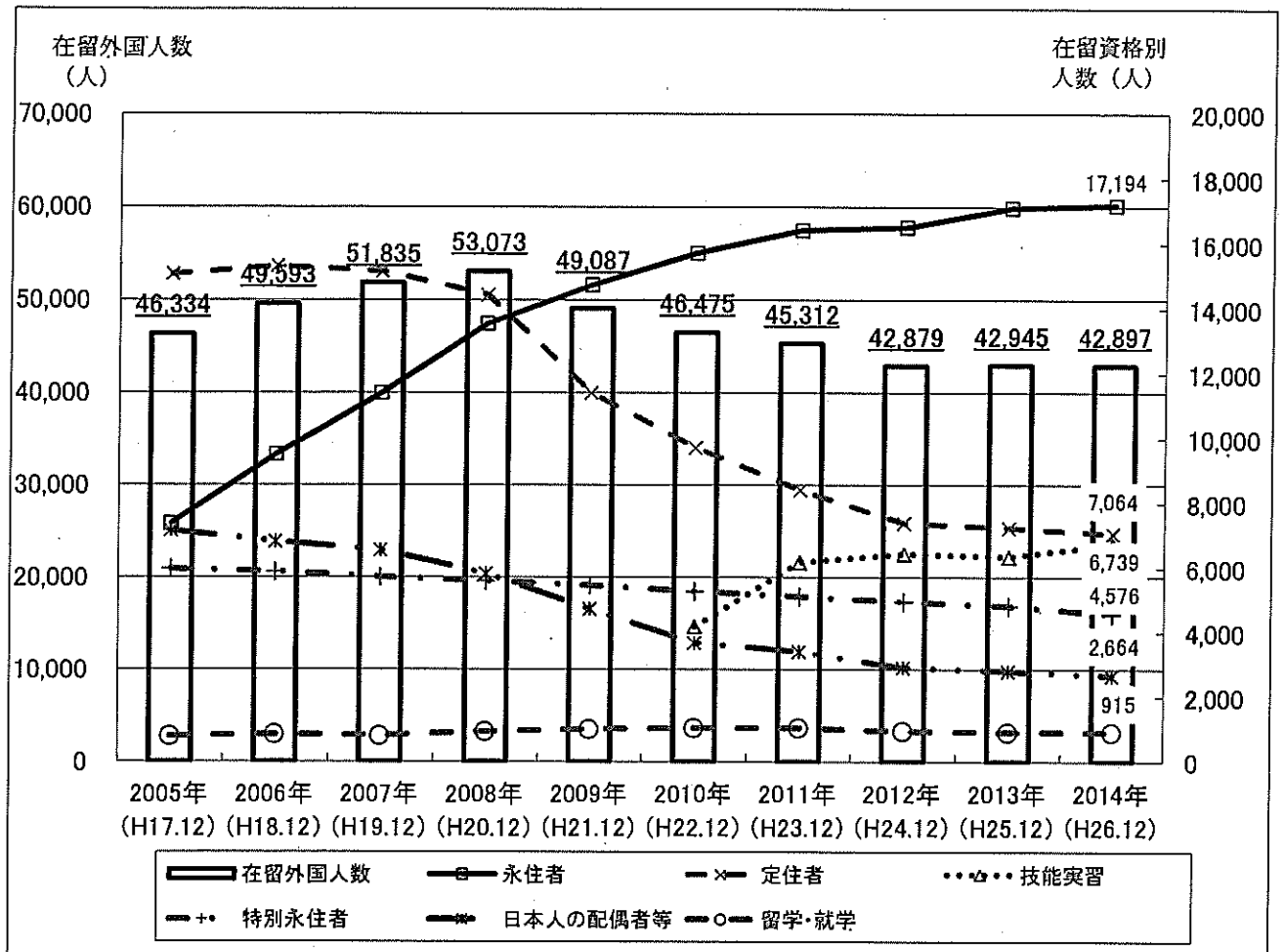
(図 1) 県内の主な国籍別外国人住民数の推移



出典：三重県外国人住民国籍別人口調査（三重県環境生活部多文化共生課調べ）

三重県の特徴として、在留資格別では永住者の割合が高いこと（図 2）、年齢別では年少人口の割合が高いこと（表 2）があげられます。

(図2) 県内の主な在留資格別外国人住民数の推移



法務省入国管理局「在留外国人統計」を基に作成

2014（平成26）年12月末現在の法務省入国管理局「在留外国人統計」によると、三重県の永住者・定住者・特別永住者等は合わせて約75%で、全国的にも高い割合です。とりわけ、ブラジル人やフィリピン人にとっては、永住者として在留する人が、ブラジル人約65%、フィリピン人で約44%となっています（表1）。その中には、住宅を購入したり、親族を呼び寄せたりする動きも見られます。

(表1) 県内の在留資格別外国人住民数(国籍別)(一部抜すい)平成2014(平成26)年12月末現在

		永住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	定住者	特別永住 者	計
全国籍	全国	677,019	145,312	27,066	159,596	358,409	1,367,402
		31.91%	6.85%	1.28%	7.52%	16.89%	64.44%
三重県	17,194	2,664	644	7,064	4,576	32,142	
	40.08%	6.21%	1.50%	16.47%	10.67%	74.93%	
ブラジル	全国	111,077	15,565	2,404	44,559	28	173,633
		63.32%	8.87%	1.37%	25.40%	0.02%	98.99%
三重県	8,198	897	174	3,279	1	12,549	
	65.28%	7.14%	1.39%	26.11%	0.01%	99.92%	
中国	全国	215,155	36,469	11,107	26,676	1,596	291,003
		32.86%	5.57%	1.70%	4.07%	0.24%	44.44%
三重県	1,747	478	89	201	7	2,522	
	20.29%	5.55%	1.03%	2.33%	0.08%	29.29%	
フィリピン	全国	115,857	29,150	4,229	43,997	47	193,280
		53.25%	13.40%	1.94%	20.22%	0.02%	88.83%
三重県	2,673	595	131	2,146	2	5,547	
	44.39%	9.88%	2.18%	35.64%	0.03%	92.11%	
韓国・朝鮮	全国	65,711	15,134	2,311	7,636	354,503	445,295
		13.11%	3.02%	0.46%	1.52%	70.73%	88.84%
三重県	349	66	13	39	4,557	5,024	
	6.77%	1.28%	0.25%	0.76%	88.35%	97.40%	

法務省入国管理局「在留外国人統計」を基に作成

2015(平成27)年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」では、県内の外国人住民の人口に占める生産年齢人口(15~64歳)の割合は82.46%、年少人口(~14歳)は12.88%(全国2位)と高い状況で、県内の日本人住民と比べて生産年齢人口の割合が多いのが特徴です(表2)。

(表2) 県内の年齢階級別人口 平成2015(平成27)年1月1日現在

	日本人住民	外国人住民
年少人口(0歳~14歳)	239,059人(13.14%) 全国平均 12.93%	5,273人(12.88%) 全国平均 8.83%
生産年齢人口(15~64歳)	1,084,257人(59.61%) 全国平均 61.17%	33,758人(82.46%) 全国平均 84.19%
老年人口(65歳~)	495,526人(27.24%) 全国平均 25.90%	1,906人(4.66%) 全国平均 6.98%
合計	1,818,842人	40,937人

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成

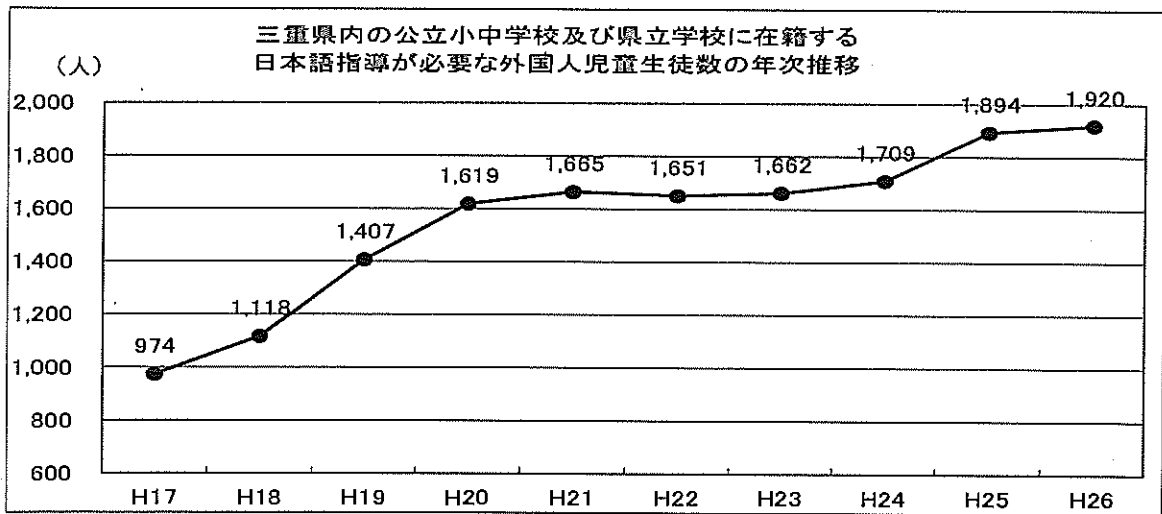
文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度）」によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は1,920人（全国5位）と多いのが現状です（表3、図3）。

（表3）県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒数

日本語指導が必要な外国人児童生徒												
年度	小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		合計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
平成19年度	998	119	305	48	98	15	0	0	6	4	1,407	186
平成20年度	1,128	125	358	58	127	15	0	0	6	4	1,619	202
平成22年度	1,094	138	407	62	138	16	0	0	12	4	1,651	220
平成24年度	1,091	140	417	55	176	20	0	0	16	6	1,700	221
平成26年度	1,213	139	464	60	222	19	0	0	21	6	1,920	224

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」に基づき作成

（図3）日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



三重県教育委員会調べ

県内の外国人住民の中には、地域社会の役に立ちたいとの意欲をもっている人がいます。しかしながら、日本語が堪能でない、日本人と交流する機会が少ない、地域社会の受入れ環境が整っていないなどの理由から、外国人住民の力が十分に発揮されていない状況があります。外国人住民間の情報や経済的な格差の広がりや、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が増加しているなど、さまざまな分野で新たな課題が出てきています。

2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像

外国人住民を取り巻く環境の変化や社会情勢の変化を受けて、めざすべき「多文化共生」の地域社会像を次のとおり定めました。

文化的背景の異なる住民が、地域社会を一緒に築いています

外国人住民を含む地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

また、地域社会を一緒に築くことで、多方面で活躍する多様な人材が育つとともに、グローバルな視野を持つ人材や文化的背景の異なる住民による地域づくりをコーディネートできる人材が育っています。

地域の課題解決に、文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力が活かされています

地域社会において、文化的背景の異なる人びとの協創・協働により、新しい発想が生まれることに気づくとともに、それを活かして地域の課題解決に取り組んでいます。

また、行政、大学、企業や各種団体等が地域社会の中で協働して、新たな発想により地域の課題解決に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、地域社会の課題の解決が進み、外国人住民を含む全ての県民の幸福感が高まっています。

3 新たな指針の策定と計画期間

(1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定

本県の外国人住民は、「出入国管理及び難民認定法」が改正された1990年代以降、ブラジル、ペルーなどの南米出身者を中心とする日系外国人やアジア出身の外国人が急増しました。このような状況の中、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことをめざし、2007（平成19）年3月に、「三重県国際化推進指針（計画期間：2007（平成19）～2010（平成22）年度）」を策定しました。

その後、急激な経済環境の悪化に伴い、不安定な雇用形態にあった外国人労働者の失業が増加しました。帰国支援事業等で帰国した人びとがいる一方、国内に残った外国人住民は、住居、教育、医療等さまざまな分野で深刻な課題を抱えることとなりました。

外国人住民が減少する一方で、永住者や学齢期人口（7歳から15歳まで）は大幅に増加するなど、外国人住民が永住者として在留する傾向が鮮明となりました。

こうした社会環境の変化や国際化推進施策の成果と課題をふまえ、2011（平成23）年3月に三重県国際化推進指針を改訂しました（計画期間：2011（平成23）～2015（平成27）年度）（以下「前指針」という。）。

2012（平成24）年4月に、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。本県では、外国人住民が地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備し、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざすこととしています。これまで、ビジョンと前指針に基づいて、多文化共生施策を推進し、一定の成果を得ることができました。

グローバル社会の進展、急速な少子高齢化とそれに伴う地域の活力の低下など、近年、県内の外国人住民を取り巻く環境も大きく変化していると考えられます。今後「多文化共生」の重要性が一層増すと考えられることから、めざすべき「多文化共生」の地域社会像を見据え、前指針の成果と課題をふまえつつ、新たな視点で「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定することとしました。

(2)「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の主な成果と残された課題

前指針に掲げた取組の主な成果と残された課題を整理すると次のとおりです。

① コミュニケーション施策の推進

外国人住民が円滑に生活できるよう、日本語の学習機会を提供するなどの支援や多言語ホームページによる情報提供、各種相談窓口の設置を進めました。

日本語によるコミュニケーションが困難な外国人住民にとっては、言葉の壁が地域社会に参加する障壁になっていることから、地域の日本語教室で活動する日本語指導ボランティアの支援に引き続き取り組むことで、地域社会に参加・参画しやすい環境づくりを進める必要があります。さらに、日本語指導ボランティアやNPO等の支援者には、外国人住民が地域社会の一員として活動するにあたって、外国人住民と地域とをつなぐコーディネーターの役割を担っていただくよう働きかけていく必要があります。

② 生活支援

外国人住民の居住、教育、労働環境、医療、保健、福祉、防災等生活全般について、支援体制の整備等に取り組みました。外国人住民は永住者として在留する傾向にあることから、教育、防災、医療、国籍による就労の制限等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めている。さらに、情報の不足、言葉の問題や外国人受入れに関する制度の不備等から、高齢化に伴う問題、孤立化、子どもや若年層の貧困等、さまざまな問題が、より深刻な状況となる可能性があります。外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるようにするためには、外国人住民が抱えるこうした課題の解決に向けて取り組む必要があります。

③ 多文化共生の地域づくり

市町、市町国際交流協会、経済団体やNPO等さまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催しました。また、外国人住民に地域住民としての自覚や地域活動への参加を促すために、多言語ホームページで、自治会の仕組みや地域の防犯活動などの各種活動を紹介しました。少子高齢化が進むなか、外国人住民を支援が必要な者としてではなく、地域社会の一員としてとらえ、外国人住民の意見を地域づくりに反映させる仕組みを整備するなど共に地域社会を築いていける環境づくりが必要です。

(3) 新指針の計画期間

この指針は、「みえ県民カビジョン」をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、行政、大学、企業や各種団体等のさまざまな主体が取り組む方向性を示すものです。「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」との整合を図るため、本指針の計画期間を 2016（平成 28）年度から 2019（平成 31）年度までの 4 年間とします。

第Ⅱ章 一緒に築く地域社会をめざして

1 「多文化共生」の強みを生かすための視点

外国人住民が永住者として在留する傾向が高まる中、文化的背景の異なる人びとが互いの文化的違いを尊重し、協働することで多様な視点や新しい発想が生まれます。文化的背景の異なる人びとが、地域社会の一員として新しい発想を生かして課題解決に取り組むことで、地域の活性化につながります。

特に、外国人住民を支援が必要な者としてではなく、地域社会を構成する一員としてとらえることが大切です。また、外国人住民は、日本とルーツである国との懸け橋になり得る人材であり、相互の関わりは、日本人にとっても、グローバル化に対応できる人材の育成を図る上で、有益な経験となります。

① 「違いを乗り越える」から「違いを生かす」への発想の転換

言葉の壁や生活習慣の違い等からくる困難に対応する外国人住民への生活支援施策においては、「文化の違いを乗り越える」ことが重要でしたが、これからは、「違いを生かす」ことへ発想を転換し、新たな価値の創造をめざします。

また、文化的背景の異なる人びとの活力を、地域住民との協創・協働に生かします。

② 「アクティブ・シチズン」としての社会への参画

外国人住民も、自立し、夢や希望を持って主体的に行動する人びと（アクティブ・シチズン）として、積極的に社会に参画することを促します。人口減少の一層の進展や価値観の多様化など県民の生活を取り巻く状況が大きく変化した社会においては、文化的背景の異なる人びとの多様な視点により地域を見ることで、新たな地方創生を図ることができま

③ 互惠関係の構築

外国人住民を含む地域住民が対等な関係で互いによい影響を与え合える状況をつくっていくことで、地域の活性化と人びとの幸福度の向上につながります。

2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向

(1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

これまで三重県内で取り組まれてきた多文化共生推進施策の多くは、外国人住民の生活支援に主眼が置かれてきました。その取組においては、文化的な違いは乗り越えるべき壁としてとらえられてきました。文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力を地域の課題解決に活用するため、文化的な違いを新たな発想が生まれる源泉ととらえ施策を展開していきます。

また、文化的背景の異なる人びとが、一緒に地域社会を築いていける環境づくりに取り組みます。

(2) 情報や学習機会の提供

① 外国人住民への多様な情報提供

外国人住民に対して、生活情報だけにとどまらず、県内外での成功事例や県内で活動する市民団体等、地域での課題解決に役立つ情報を多言語で発信していきます。併せて、地域で活躍する外国人住民の情報も発信することで、文化的背景の異なる人びとによる協働を進めていきます。

② 文化の違いや多様性を学び合う機会の提供

日本人住民と外国人住民相互、日頃接することが少ない外国人住民同士の理解を促進する機会を提供していきます。

文化的背景の異なる人びとによる地域づくりをコーディネートできる人材を育成するため、外国人住民を含めた地域住民が学び合う機会を提供し、地域課題解決のためのネットワーク構築に向けた学びとしていきます。

③ 多言語による地域の魅力の発信

三重県をよく知る外国人住民との協働で発信することにより、単なる言語の通訳ではなく、文化の通訳を含めた情報を発信し、より深く三重県や地域の魅力を伝えていきます。外国人住民との協働により、地域の新たな魅力の発掘など、地域の活性化と文化的背景の異なる人びとによる地域づくりを進めていきます。

(3) 基盤となる安全で安心な生活への支援

前指針の主な成果と残された課題をふまえ外国人住民の生活支援に取り組むとともに、永住者として在留する外国人住民が増加することなどから生じる、新たな課題への対応も行っています。

これまで三重県内で取り組まれてきた多文化共生推進施策により、外国人住民が多く在住する市町を中心に、日常的な生活支援が行える体制が整ってきています。災害時の外国人への対応や医療通訳の育成・配置等の、広域で解決すべき課題への対応を中心に安全で安心な生活への支援を行っています。

また、県内市町の先進的な事例を他の県内市町へ展開するなど、県内市町の連携強化に取り組んでいます。

(4) 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

これまでの取組においても、国、県内市町、他都道府県、大学、企業、各種団体等との連携で施策を進めてきましたが、今後はより広域的かつ幅広い分野での連携の拡充・強化を図っていきます。特に、医療、福祉、防災等分野を越えた多様な主体との連携を推進していきます。

3 推進に向けての評価と検証

(1) 目標値の設定による進捗管理

めざす姿の実現に向けて着実に進捗できるよう、本指針における数値目標を次の8項目と定め、多面的な視点から施策の達成度を確認します。

展開方向	目標項目	現状値	目標値
		2015（平成27）年度	2019（平成31）年度
1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用	三重県多文化共生推進会議、三重県外国人住民会議（仮称）の年間開催回数	3回	4回
2 情報や学習機会の提供 2.1 外国人住民への多様な情報提供	三重県情報提供ホームページ（Mie Info）の年間アクセス件数	82,882件 （26年度）	90,000件
2.2 文化の違いや多様性を学び合う機会の提供	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%	100%
2.3 多言語による地域の魅力の発信	三重県情報提供ホームページ（Mie Info）の年間アクセス件数 【再掲】	82,882件 （26年度）	90,000件
3 基盤となる安全で安心な生活への支援	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度 【再掲】	97.9%	100%
	医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計）	6機関	10機関
	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	—	100%
4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携	多文化共生に取り組む団体数	188団体 （26年度）	220団体

(2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

本指針を着実に推進していくため、各施策の進捗状況等を把握し、適切に進行管理を行います。また、進捗状況の結果については、三重県多文化共生推進会議において評価と検証を行うとともに公表します。

具体的には、本指針に掲げた施策の実施状況等を毎年とりまとめ、ホームページ等で公表します。また、公表を通じていただく意見をもとに、今後の施策の進め方について必要な見直しを行うなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき的確な進行管理に努めます。

第Ⅲ章 多文化共生の社会づくりに向けた施策の展開

※（ ）内の部名は、主に取り組む部を記載しています。

1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

【主な取組内容】

(1) 外国人住民の意見を地域づくりに反映する仕組みを構築します。

- 文化的背景の異なる住民が、一緒に地域づくりを進めるため、外国人住民が地域住民の一員としての認識を持ち、責任を果たしていく土壌をつくとともに、外国人住民の意見を地域の取組に反映させる「三重県外国人住民会議（仮称）」等の仕組みを導入します。（環境生活部）

(2) 多文化共生社会づくりに必要な人材を育成します。

- 少子高齢化が進む中、地域の活性化を図り、地域社会を支える人材として外国人住民が活躍できる土壌をつくるため、多文化共生に取り組むNPOや市町国際交流協会等と連携して、外国人住民と地域をつなぐ、コーディネート機能を充実します。（環境生活部）
- 留学生は多文化共生のキーパーソンとして、特に外国人留学生は、卒業後の本県の企業活動における有望な人材としても期待されることから、引き続き留学生への支援を行います。（環境生活部）
- 多文化共生や国際交流等の分野において、地域住民がボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。（環境生活部）

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
三重県多文化共生推進会議、 三重県外国人住民会議（仮称） の年間開催回数	3回	4回

2 情報や学習機会の提供

2.1 外国人住民への多様な情報提供

【主な取組内容】

(1) 多言語での情報提供を進めます。

- 外国人住民が地域社会の担い手となるために、地域の課題や取組について、多言語で情報提供を行う必要があります。こうした情報を容易に入手できるように、各種メディアを活用した多言語による情報の提供を進めます。(環境生活部)
- 特に、ホームページ等外国人住民にも伝わりやすいメディアを活用し、映像情報を併せて分かりやすく提供します。(環境生活部)
- 外国人住民が地域での活動を取材発信する取組を進め、外国人住民が地域の担い手となるための環境づくりに取り組みます。(環境生活部)

(2) 地域で活躍する外国人住民の情報を発信します。

- 外国人住民を含めた地域住民による、先進的な地域課題解決の取組を紹介することにより、文化的背景の異なる人びとによる協働を進めます。
(環境生活部)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
三重県情報提供ホームページ (Mie Info) (※) の年間アクセス件数	82,882 件 (26年度)	90,000 件

(※) 三重県情報提供ホームページ (Mie Info) 三重県が、外国人住民に必要な行政や制度に関する情報および地域の課題や取組についての情報を、ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・中国語・英語・日本語で提供しているホームページ
(<http://www.mieinfo.com/ja/>)

2. 2 文化の違いや多様性を学び合う機会の提供

【主な取組内容】

(1) 文化的理解も含めた日本語学習の支援を行います。

- 外国人住民が地域の担い手となるためには、日本社会の文化や習慣に対する理解、日本語の習得が必要です。地域の日本語教室で、日本語に加えて日本文化や習慣についても学ぶことができるような取組を進めます。(環境生活部)
- 日本語指導ボランティアには、地域と外国人住民を結びつける役割が期待されることから、日本語教室と地域との連携に向けた取組を進めます。
(環境生活部)

(2) 多文化共生にかかる啓発を行います。

- 外国人住民が地域の担い手となるためには、地域で活躍する人びとの理解が重要であることから、行政、大学、企業や各種団体等の多様な主体と連携し、多文化共生の意識の浸透を図ります。(環境生活部)
- 外国人住民が地域の担い手となるために、文化的背景の異なる地域住民との連携が促進される取組を進めます。(環境生活部)

(3) やさしい日本語(※)の研修・啓発による普及に努めます。

- 県内には、多くの国籍や言語の外国人住民が在住していることから、外国人住民と日本人住民の相互理解、文化的背景の異なる住民が地域社会を一緒に築いていくため、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及を進めます。
(環境生活部)

(※) やさしい日本語 日本語能力にあまり自信がない外国人住民にもわかりやすい日本語。
意味が正確に伝わるように、相手の日本語能力を考慮しながら、言い方や書き方等を工夫した日本語

(4) 国際交流の機会などを通じて国際理解を促進します。

- 多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる教職員やNPO等の職員を対象とした国際理解研修を実施します。また、国際交流員(※)が学校や地域を訪問し、教育の場や地域での国際交流や異文化理解の醸成を進めます。
(環境生活部、教育委員会)
(※) 国際交流員 県・市町の行政部門等において国際交流活動などの職務に従事する外国青年
- 外国人と日本人が、学校や職場等の社会のさまざまな場面においてお互いの違いを尊重し合い、学び合い、相互に協力する雰囲気を育むことができるよう、異文化理解や地球的視野の拡大、人権感覚の涵養等、国際理解教育および国際理解等に関する啓発を一層推進します。(環境生活部、教育委員会)
- 外国人児童生徒の持つ言語や文化等の多様性を生かし、異文化交流や相互理解のための教育を推進します。(教育委員会)
- 国際理解を深めることを目的とする県民や外国人住民の企画する国際交流イベントを県として積極的に後援し、県民等の国際理解を促進します。
(環境生活部、雇用経済部)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%	100%

2. 3 多言語による地域の魅力の発信

【主な取組内容】

(1) 文化の通訳を含めた情報を発信します。

- 外国人住民は日本人とは異なる文化を有することから、三重の新しい魅力を発見することや母語で情報を発信することで、国内外に三重県ファンが増えることが期待できます。このため、ホームページ等を活用して、外国人住民による、母語での「三重の魅力」の発信に取り組みます。(環境生活部)
- 外国人住民の視点を取り入れて、外国人に伝わりやすい形で情報発信を進めます。(環境生活部)

(2) 地域の新たな魅力を発掘します。

- 文化的背景の異なる人びととの協働により、地域の新たな魅力の掘り起こしを行います。(環境生活部)
- 外国人留学生や外国人住民等の三重県をよく知る人びとからより深い地域情報を発信し、海外での三重県の知名度向上に取り組みます。特に、みえ国際展開に関する基本方針において、本県が重点的に関係を深めたい国・地域については、関係課と連携して、重点的に本県の知名度向上に取り組みます。(環境生活部、雇用経済部)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
三重県情報提供ホームページ (Mie Info) の年間アクセス 件数【再掲】	82,882 件 (26年度)	90,000 件

3 基盤となる安全で安心な生活への支援

【主な取組内容】

(1) 外国人住民に対する生活支援に取り組みます。

- 県内市町の先進的な取組を、県内の他の市町へ展開できるような仕組みづくりに取り組みます。(環境生活部)
- 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談に対応するため、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置します。また、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修会を実施し、県内各地域での外国人相談窓口での機能の充実を図ります。(環境生活部)
- 外国人住民の生活を円滑でより豊かなものとするため、県営住宅の外国人入居者に対し、日本の居住に関する生活ルール等について、多言語による情報提供等を行うとともに、外国人住民に対しての入居差別が行われないよう行政、NPO、不動産事業者等が一体となった取組を推進します。(県土整備部)
- 雇用ニーズに対応した外国人住民への職業訓練を実施します。また、外国人住民に対する労働相談体制を整備します。(雇用経済部)
- 愛知・岐阜・三重県および名古屋市で定めた「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を普及することを目的とするセミナーを開催するなど、外国人労働者の適正雇用や多文化共生の推進について、県内企業に働きかけます。また、留学生等の外国人住民が県内企業に就職することを支援します。
(環境生活部)
- 市町やNPO等と連携して、医療通訳制度の利用促進に取り組みます。医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療機関等と連携して取り組みます。
(環境生活部)
- 社会保険への加入の啓発や多言語対応が可能な医療機関に関する情報提供に取り組みます。(健康福祉部)
- 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各種事業に取り組むほか、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、外国人住民の支援体制の構築に取り組みます。また、外国人住民が災害時に地域社会を支える側へと活動の場を広げることができるよう取り組みます。(環境生活部)

- 外国人住民の安全で安心な生活を支援するため、気象情報を多言語により提供します。(防災対策部)
- 県内に住む外国人住民の消費者トラブルの未然防止に取り組みます。(環境生活部)
- 外国人住民が日本社会に適応し、安心して快適に暮らすことができる共生社会の実現に向けて、日本の法令やルールなどの情報提供に取り組みます。(警察本部)

(2) 外国人児童生徒教育を推進します。

- 来日後間もない外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、初期適応指導教室（※）の設置等、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等を支援します。（教育委員会）

（※）初期適応指導教室 来日間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関

- 外国人児童生徒への日本語指導や学校生活への適応指導の一層の充実を図るため、外国人児童生徒巡回相談員を学校に派遣します。（教育委員会）
- 外国人児童生徒の学力育成および社会参画力の育成のため、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム（※））の考え方を基にした授業実践の研修を行い、効果的な指導の推進に取り組みます。（教育委員会）

（※）JSLカリキュラム 外国人児童生徒が、一定期間、初期の日本語指導を終えた後、日本語指導と並行して教科指導を実施するためのカリキュラム

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒や保護者等が、学校制度や職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組むことができるよう、キャリアガイド（多言語の職業案内の冊子と外国人の先輩のメッセージを紹介するDVD）や、三重県情報提供ホームページ（Mie Info）での情報提供を進めます。（環境生活部）
- 県内のブラジル人学校等との連携を進めます。（環境生活部）

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度 【再掲】	97.9%	100%
医療通訳者が常駐している医療機関の数（累計）	6 機関	10 機関
日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	—	100%

4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

- 外国人住民を含む多様な主体で構成する「三重県多文化共生推進会議」(※)を開催し、県の多文化共生社会づくり施策についての意見を集約し、諸事業を実施していく上で反映します。(環境生活部)
 - (※) 三重県多文化共生推進会議 三重県における多文化共生社会づくりを推進するため、多様な主体から県の施策に対して意見を求めること、およびネットワークの構築に寄与することを目的に2007(平成19)年に設置

- 県内の集住都市で構成する「三重県市町多文化共生ワーキング」(※)を核として、県および市町の施策に関する情報交換を行うとともに、共通の課題に協働して取り組み、県や市町における多文化共生社会づくり施策の充実を図ります。(環境生活部)
 - (※) 三重県市町多文化共生ワーキング 多文化共生の課題に対して、単独の市町だけでなく、広く、経験や解決策をもち合うことを目的に2007(平成19)年に設置。現在、10市町および県の多文化共生担当職員で年間10回程度開催

- 地域で生活する外国人住民による「三重県外国人住民会議(仮称)」を開催し、地域社会を一緒に築くための意見を集約します。(環境生活部)
- 諸事業の実施や啓発イベント等を企業やNPO、市町等と協働で行うことにより、さまざまな主体との連携を進めます。(環境生活部)

【数値目標】

目標項目	現状値	目標値
多文化共生に取り組む団体数	188 団体 (26 年度)	220 団体

三重県多文化共生社会づくり指針
最 終 案

2016（平成28）年3月
三重県環境生活部多文化共生課

〒514-0009 津市羽所町700番地
アスト津3階

T e l : 059-222-5974

F a x : 059-222-5984

E-mail : tabunka@pref.mie.jp

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/>